

吹田市第4次総合計画基本計画 改訂版 素案

赤字下線が改訂前の第4次総合計画からの見直し箇所

目次

序論	1
1. 第4次総合計画基本計画改訂版 策定の趣旨	1
2. 第4次総合計画基本計画改訂版 計画の期間	1
3. 第4次総合計画策定後の主な動向	1
(1) 中核市移行	1
(2) 新型コロナウイルス感染症感染拡大による影響	2
(3) デジタル化の推進	2
(4) 安心安全や環境への意識の高まり	3
(5) SDGs の取組の推進	3
(6) 少子高齢化の進行と子育て・教育施策の更なる推進	3
基本計画改訂版	4
I. 基本計画推進に当たっての考え方	4
1. 基本計画の進行管理	4
(1) PDCA サイクルによる進行管理	4
(2) Check (評価) の考え方	5
2. 個別計画による各分野の取組の推進	6
3. 財政運営の基本方針	7
(1) 財政運営の基本方針	7
(2) 目標	7
(3) 収支見通し(試算)	7
II. 体系図	10
III. 政策・施策	12
1-1 (人権・市民自治) 平和と人権を尊重するまちづくり	12
1-2 (人権・市民自治) 市民自治によるまちづくり	14
2-1 (防災・防犯) 災害に強く安心して暮らせるまちづくり	16
2-2 (防災・防犯) 犯罪を許さないまちづくり	18
3-1 (福祉・健康) 高齢者の暮らしを支えるまちづくり	20
3-2 (福祉・健康) 障がい者の暮らしを支えるまちづくり	22
3-3 (福祉・健康) 地域での暮らしを支えるまちづくり	24
3-4 (福祉・健康) 健康・医療のまちづくり	26
4-1 (子育て・学び) 子育てしやすいまちづくり	28
4-2 (子育て・学び) 学校教育の充実したまちづくり	30
4-3 (子育て・学び) 青少年がすこやかに育つまちづくり	32
4-4 (子育て・学び) 生涯にわたり学べるまちづくり	34
5-1 (環境) 環境先進都市のまちづくり	36
6-1 (都市形成) みどり豊かで安全・快適な都市空間づくり	38
6-2 (都市形成) 安全・快適な都市を支える基盤づくり	40
7-1 (都市魅力) 地域経済の活性化を図るまちづくり	42
7-2 (都市魅力) 文化・スポーツに親しめるまちづくり	44
7-3 (都市魅力) 市民が愛着をもてるまちづくり	46
8-1 (行政経営) 行政資源の効果的活用	48
IV. 市民意識指標(体系別)	50

附属資料	52
1. 施策指標の一覧	52
2. SDGs 対応施策一覧.....	71
3. 用語集	73
4. 第4次総合計画基本構想（平成31年（2019年）3月策定）	84
5. 目標（めざすまちの姿）への到達度に関する評価	118

「 * 」は用語集に記載の用語です

序 論

1. 第4次総合計画基本計画改訂版 策定の趣旨

令和元年（2019年）に第4次総合計画を策定し、その翌年度の令和2年度（2020年度）、本市は市制施行80周年を迎えるとともに、中核市*に移行しました。時を同じくして世界的に流行が広がった新型コロナウイルス感染症に対しては、保健所を有する中核市*としてその対策に最前線で取り組むなど、基礎自治体としての責務を果たしてきました。更に、中核市*移行により大阪府から移譲された新たな権限等を生かし、よりきめ細かで高度な市民サービスの提供を進めているところです。

新型コロナウイルス感染症の流行は、医療、経済、福祉、教育など様々な分野に甚大な影響をもたらしました。一方で、Society5.0*の実現に向けた情報通信技術が浸透していく中で、コロナ禍において求められた生活様式の変化によって、デジタル化が急速に進展しました。さらに、気候変動の影響が指摘される激甚化する自然災害、国際連合が提唱するSDGs（持続可能な開発目標）*の理念の浸透など、本市を取り巻く社会経済情勢は様々に変化しており、その対応が求められています。

こうした本市を取り巻く状況の変化に適切に対応しながら、本市のめざすべき将来像の実現に向けたまちづくりを更に推進するため、第4次総合計画に掲げる基本構想は引き継ぎながらも、基本計画に係る中間見直しとして必要な増補、追補を行うこととしました。そしてここに、令和6年度（2024年度）以降の5か年で取り組むべき各分野の基本的な方向性を改めて明らかにすることを目的に、第4次総合計画基本計画改訂版を策定します。

2. 第4次総合計画基本計画改訂版 計画の期間

基本構想は、令和元年度（2019年度）から令和10年度（2028年度）までの10年間ですが、中間見直し後の基本計画改訂版については、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間を計画期間とします。

3. 第4次総合計画策定後の主な動向

(1) 中核市*移行

令和2年（2020年）4月、本市は、市制施行80周年を迎えるとともに、中核市*に移行しました。保健衛生、環境、都市計画など幅広い分野の事務を市が担い、効果的・効率的な施策展開と、地域の特性を生かしたまちづくりを進め、市民の命と豊かな暮らしを支えるための取組を一層推進しています。

《本市の主な取組》

- 中核市災害相互応援協定*を締結し、有事における同規模自治体での応援受援体制を構築
- 民生委員の定数を市の条例で定めることが可能となり、令和4年（2022年）12月1日の一斉改選時に民生委員定数を29人増員
- 市保健所を設置し、公衆衛生の向上に向けた各種施策を実施
- 新型コロナウイルス感染症対策を実施（市独自の検査体制の強化や医療提供体制の充実・推進）
- 母子父子寡婦福祉資金貸付事業*において相談から貸付までを実施

- 医療費の一部助成等、小児慢性特定疾病児*に関する支援を実施
- 市独自の教職員の研修体制を構築
- 産業廃棄物*の適正処理に向けた取組を実施
- 屋外広告物条例を施行し、市独自の規制・誘導を実施
- 隣接する中核市* 4市（西宮市・尼崎市・豊中市・吹田市の「NATS*」）など、都市間連携の幅が拡大（「地球温暖化対策の自治体間連携に関する基本協定」の締結、労働相談窓口の相互利用を開始）
- 包括外部監査*を活用し、内部統制*を強化

(2) 新型コロナウイルス感染症感染拡大による影響

令和2年（2020年）から始まった新型コロナウイルス感染症の世界的な流行は、市民の暮らしや社会経済活動に大きな影響を与えました。日ごろの衛生管理が定着し、人々の健康への意識が変わるとともに、外出自粛要請等による体力・運動機能等の低下が問題となっています。テレワークの浸透など働き方にも影響し、それに伴って公共交通機関の利用者が減少しています。また、感染拡大により急性期における病床不足等の問題が顕在化し、迅速かつ適切に対応できる地域医療体制の構築も必要です。

《本市の主な取組》

- 新型コロナウイルス感染症に全庁挙げて対応するため、市対策本部会議を開催
- 新型コロナウイルス感染症対策を実施（市独自の検査体制の強化や医療提供体制の充実・推進）
- 新型コロナウイルス感染症により、大きな影響を受けている市民生活、事業活動、医療・福祉現場、学習活動を支えるため、緊急的なアクションプランとして、給食費の減免、小規模事業者への応援金支給などの取組を実施
- コロナ禍での自治会活動や市民公益活動*を支援（感染防止対策やICT*を用いた活動紹介など）
- コロナ禍での発災に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練及び関連物品等の配備
- 従来の介護予防事業に加え、自宅でできる介護予防啓発を推進
- コロナ禍で増加する生活困窮者への相談支援体制及び関係機関との連携を強化
- コロナ禍での文化・芸術活動への支援（デジタルコンテンツの充実、動画配信等）

(3) デジタル化の推進

国では、IoT*やAI*（人工知能）、ビッグデータ*などの先端技術を産業や社会生活に取り入れることにより、新たな価値やサービスが生まれ、人々に豊かさをもたらす「Society5.0*」の実現をめざしています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大も一つの要因となり、行政手続のオンライン化やキャッシュレス化へのニーズが増大し、行政のデジタル・トランスフォーメーション（DX）*の推進が求められています。一方、デジタルに慣れている人とそうではない人の格差（デジタルデバイド*）の問題が顕在化するとともに、情報セキュリティに関する様々なリスクも複雑化しています。

《本市の主な取組》

- キャッシュレス決済の導入等、デジタル・トランスフォーメーション（DX）*を推進
- RPA*、AI*の導入に取り組むなど、行政サービスの効率化、迅速化を推進
- 高齢者のデジタルデバイド*対策としてICTリテラシー*向上につながる取組を推進
- GIGAスクール構想*に基づくデジタル・トランスフォーメーション（DX）*を推進
- 地区公民館でのオンライン講座の環境を整備
- 図書館の非来館型サービスとして、電子書籍の提供を開始

(4) 安心安全や環境への意識の高まり

平成 30 年（2018 年）には 6 月に大阪府北部地震が、9 月に大型台風の上陸があり、本市に大きな被害をもたらしました。その後も「記録的」とされる大雨が頻発するなど、自然災害のリスクが高まっており、対応する危機管理体制の強化や地域防災対策が求められています。

また、国は 2050 年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする脱炭素社会*の実現をめざしており、本市においてもゼロカーボンシティ*を表明し、MOTTAINAI（もったいない）*を基本理念として脱炭素社会*をめざすとともに、近年増加傾向にある熱中症など新たな課題への対応が求められています。

《本市の主な取組》

- 災害対応オペレーションシステム*や災害情報システム*を備えた危機管理センターを整備
- 市内 6 地域に防災用備蓄倉庫を整備
- 令和 32 年（2050 年）までに市域の年間温室効果ガス*排出量を実質ゼロとする目標を設定
- 隣接する中核市* 4 市（西宮市・尼崎市・豊中市・吹田市の「NATS*」）で「地球温暖化対策の自治体間連携に関する基本協定」を締結
- 国等とも連携し、熱中症予防のための基礎調査や啓発活動などの取組を実施

(5) SDGs*の取組の推進

2030 年を目標年として国際社会全体で取組を進める SDGs*（持続可能な開発目標）の実現のためには、経済、社会、環境の 3 側面における統合的な取組とともに、行政、民間事業者、市民等の多様な主体による積極的な取組が必要です。SDGs*の理念や考え方を実際の政策に結び付け、誰一人として取り残さない社会の実現に向けて実行していくことが求められています。

《本市の主な取組》

- SDGs*の 169 のターゲットと第 4 次総合計画に掲げる 19 の政策との関連について整理した上で、関連する SDGs のゴールを公表
- SDGs*のゴールの達成をめざし、大学等とも連携しながら取組を推進するとともに、SDGs*の考え方がさらに市民に広がるよう啓発を実施

(6) 少子高齢化の進行と子育て・教育施策の更なる推進

令和 2 年（2020 年）の国勢調査によると、わが国の人口は 1 億 2,614 万 6 千人で、5 年前の前回調査と比較し、94 万 9 千人（0.7%）減少しました。また、年齢 3 区分別の構成比では、15 歳未満人口は 12.6%から 11.9%に低下しましたが、65 歳以上人口は 26.6%から 28.6%に上昇し、少子高齢化が進行しています。人口構造上、40 歳未満の女性が減少している中で、出生数が急速に減少しており、コロナ禍がそれに拍車をかけ、国の推計を上回るペースで少子化が進んでいます。そのような中、子供のための政策の司令塔として、令和 5 年（2023 年）4 月にこども家庭庁が発足するなど、子供の視点に立った子供政策を社会の最重要課題に据えた動きが進んでおり、本市においても、一層の施策推進が求められています。

《本市の主な取組》

- 保育所の整備等を行った結果、令和 4 年度（2022 年度）に待機児童数ゼロを達成
- 北千里児童センターが開館（令和 4 年（2022 年）11 月）し、市の児童会館・児童センターが 12 館に
- 妊産婦の産前産後の支援を充実
- 子ども医療費助成の対象年齢を拡充、精神病床への入院を助成対象に追加
- いじめのない学校づくりの実現をめざした「すいた GRE・EN スクールプロジェクト*」を実施（スクールソーシャルワーカー*の配置時間を拡充、専任のスクールカウンセラー*やいじめ対応支援員を増員、いじめ防止相談ツール「マモレポ*」を導入）
- 子供の読書活動の推進を図るため、市立図書館と市立小中学校が連携し、児童・生徒へ図書及び電子書籍を提供

基本計画改訂版

I. 基本計画推進に当たっての考え方

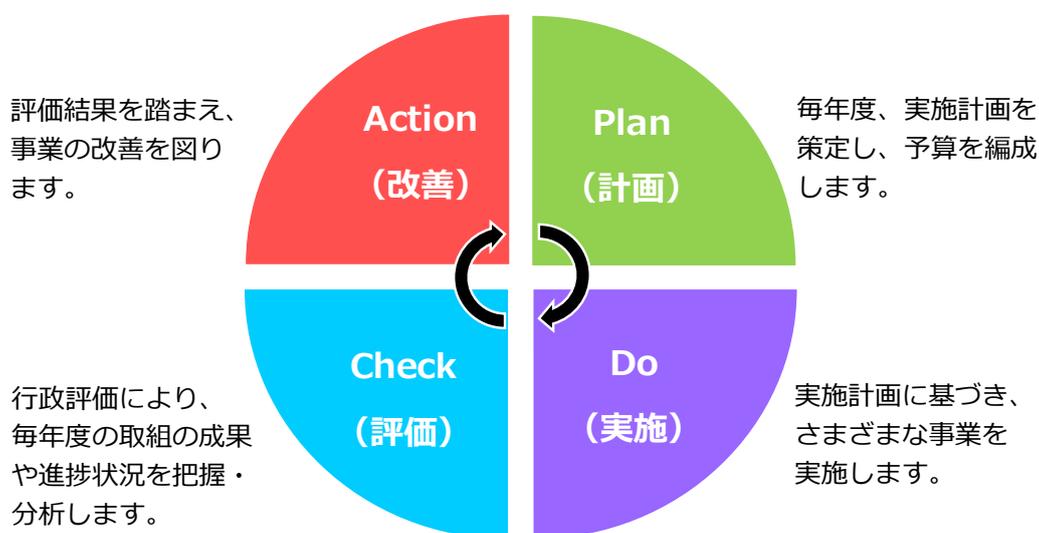
1. 基本計画の進行管理

(1) PDCA サイクル*による進行管理

基本計画で示す政策・施策は、毎年度、具体的な事業を盛り込んだ実施計画を策定しながら、個別の事業によって実施されます。また、実施した事業の成果や進捗状況は、行政評価*により把握・分析し、その評価結果を実施計画の策定に生かすことで、取組の改善や成果の向上を図ります。

そのような、Plan（計画）-Do（実施）-Check（評価）-Action（改善）のサイクル（PDCA サイクル*）に沿って基本計画の進行管理を行い、効果的・効率的に取組を推進します（図表Ⅱ-1）。

図表Ⅱ-1 PDCA サイクル*による進行管理の流れ



(2) Check(評価)の考え方

基本計画では、各施策の取組の目標や方向性を共有するとともに、実施した取組の成果や進捗状況を客観的に評価するため、「施策指標」を設定しています。施策指標を活用し、行政評価*により基本計画の進行管理を行います。

また、施策指標とは別に、さまざまな施策や政策を実現することで向上をめざす「市民意識指標」を設定しています。市民意識指標は、まちづくりのさまざまな場面に関わる市民の意識や行動、満足度などの観点から、実施した取組の成果を把握・分析するために活用します。

なお、SDGs*のゴールと第4次総合計画に掲げる19の政策との関連を常に意識しながら、取組を推進することとします。

(行政評価*)

- 毎年度、行政評価*により、実施した取組の成果や進捗状況を把握・分析します。その際、施策指標や新公会計制度の財務諸表などを十分に活用します。なお、行政の取組の成果は、数値や費用対効果だけで測ることは困難なものも多いことから、数値では表せない成果などについても評価を行うよう留意する必要があります。

(施策指標)

- 施策指標は、取組を行うことで実現する成果や、目標に向けて取組をどれだけ行うかの活動量などを指標とし、取組の成果や進捗状況をできるだけわかりやすく、客観的に評価できるものを設定することとします。
- 施策指標は、社会経済状況の変化や取組の進捗状況などを踏まえ、必要に応じてより適切な指標を再設定することとします。

(市民意識指標)

- 市民意識指標は、市民の意識や行動、満足度などを指標として設定します。基本計画の見直しや次期総合計画の策定の際、その他必要に応じて、市民意識指標の進捗状況を確認します。また、市民意識指標は、4年に1回を基本とする市民意識調査により調査を行います。

(SDGs*)

- SDGs*は、17のゴール・169のターゲットから構成されています。ターゲットは、ゴールを達成するための具体的目標であり、ターゲットごとに第4次総合計画の各政策との関連について整理を行った上で、国際社会が求める目標に本市が応えられているかについても意識しながら取組を推進します。

2. 個別計画による各分野の取組の推進

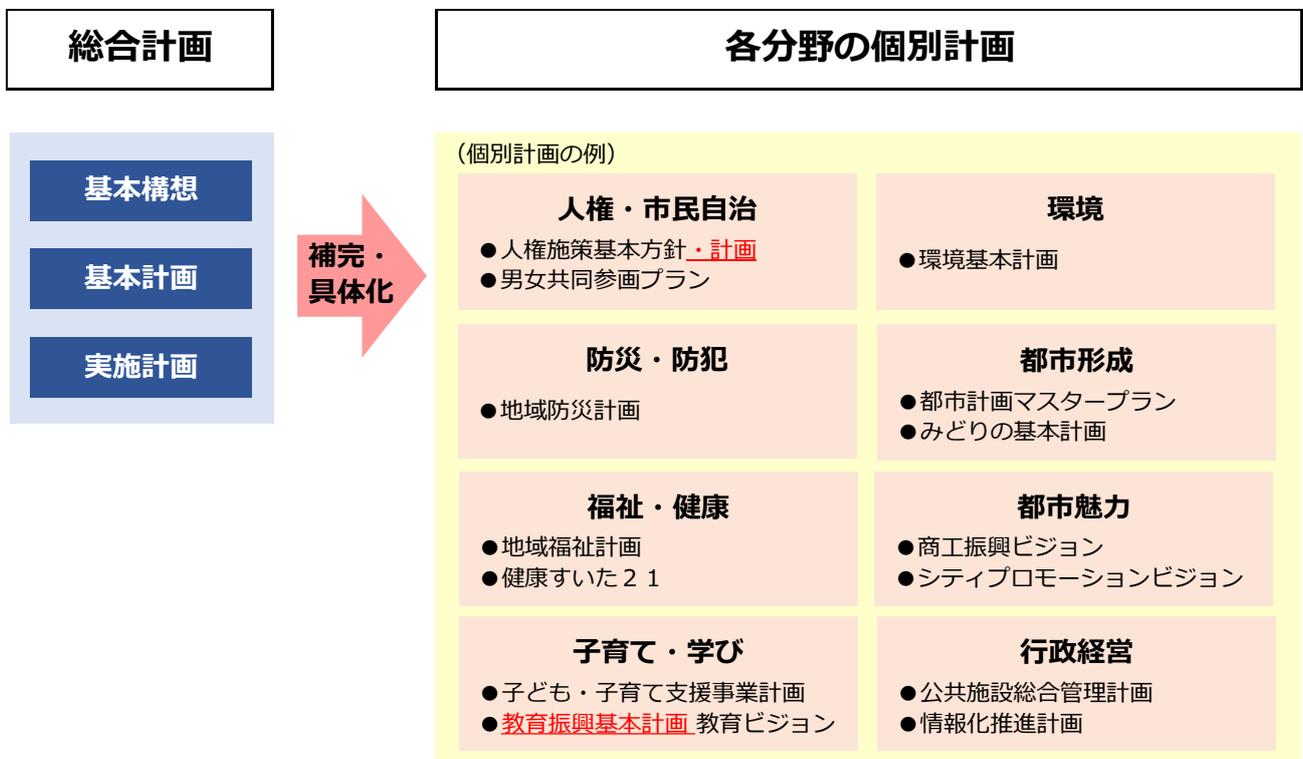
総合計画では、市のめざす将来像を示し、その実現に向けた各分野の目標や取組の方向性を政策・施策として示しています。

各分野において取組を実施するにあたっては、分野ごとの課題を詳細に整理したうえで、より具体的な施策や事業を検討します。そのため、必要に応じて、各分野の個別計画により総合計画の補完・具体化を行いながら、さまざまな取組を進めます（図表Ⅱ-2）。

また、個別計画の推進にあたっては、行政評価*などの活用を図りながら、適切な進行管理を行うこととします。

- 各分野の個別計画では、対象となる分野の課題を整理し、目標や方針を掲げ、その実現に向けた具体的な取組などを示します。
- 取組を効果的・効率的に推進するため、個別計画は、次の内容を盛り込むことを基本とします。
 - ・ 計画の目標年次
 - ・ 取組の成果や進捗状況を測るための数値目標や指標
 - ・ PDCA サイクル*による進行管理の仕組み
 - ・ 取組を実施する部署及び連携を行う部署

図表Ⅱ-2 総合計画と各分野の個別計画の関係



3. 財政運営の基本方針

(1) 財政運営の基本方針

今後、少子高齢化の進展に伴う社会保障関係経費の増大や、公共施設の老朽化対策に要する経費の増大などにより、財政状況が厳しくなっていくことが見込まれます。そのような中でも、基本計画に基づく取組を着実に実行していくため、財政の健全性の維持と将来への必要な投資の両立を図りながら持続可能な財政運営を行います。

(2) 目標

持続可能な財政運営に向け、以下の3点を財政運営の目標とします。また、目標の達成状況を分析するための目安として、目標ごとに指標を設定します。

① 市民ニーズに柔軟に対応できる財政構造を維持します。

経常的な収入に対して、義務的経費（扶助費、人件費、公債費*）などの固定的な費用が占める割合が高まると、財政構造の弾力性が乏しくなり、社会経済状況の変化に対応した本市独自の取組を行う余裕がなくなります。市民ニーズに柔軟に対応できる財政運営を行えるよう、効果的・効率的に事業を実施するとともに、事業の選択と集中を図り、弾力性のある財政構造の維持に努めます。

◆ 経常収支比率* 95%以下 （令和4年度 95.6%）

② 継続して安定的な財政運営を行うための備えを確保します。

経済状況の変化による収入の減少、災害や感染症の発生等の不測の事態に伴う支出の増加などに対応し、継続して安定的な財政運営ができるよう、財政調整基金*（年度間の財源の不均衡を調整するための基金）の確保に努めます。

◆ 財政調整基金* 残高の標準財政規模*に対する割合 20%を確保 （令和4年度 18.2%）

③ 将来世代への過度な財政負担を抑制しながら、本市の魅力の維持・向上を図るための必要な投資を行います。

今後、公共施設の老朽化対策を行いながら、本市の魅力や強みが増すようなまちづくりを進めるための投資を進めていく必要があります。そのような中でも、将来世代に過度な財政負担を残さないよう、適正な市債管理に努めます。

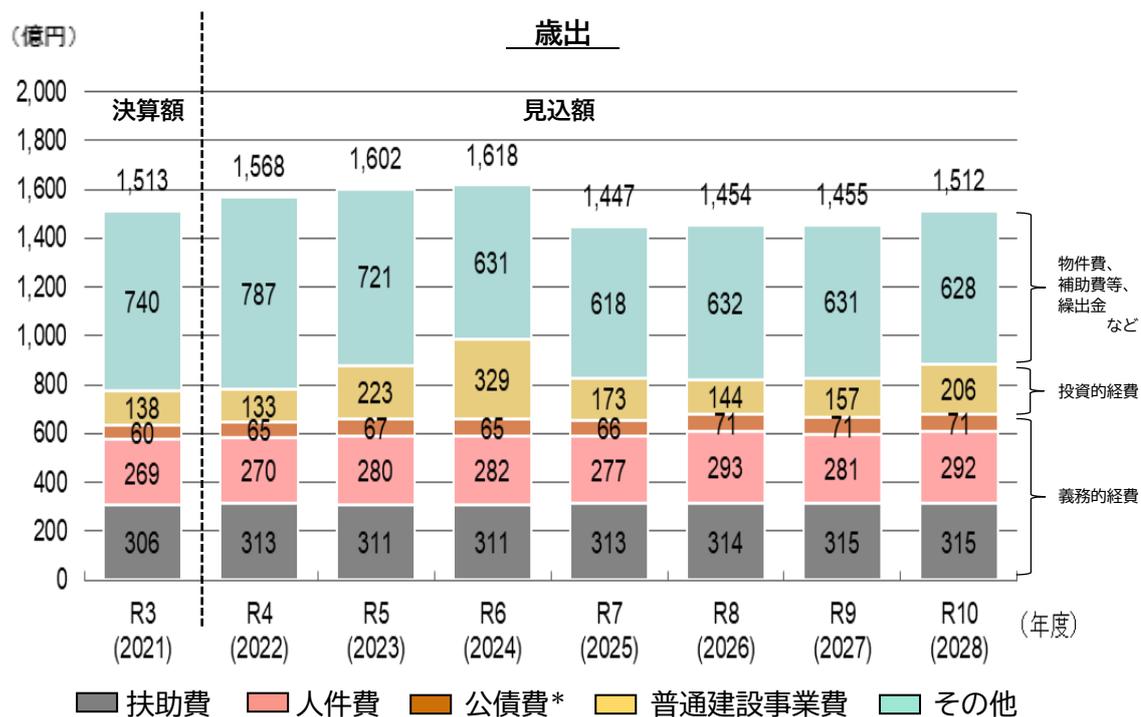
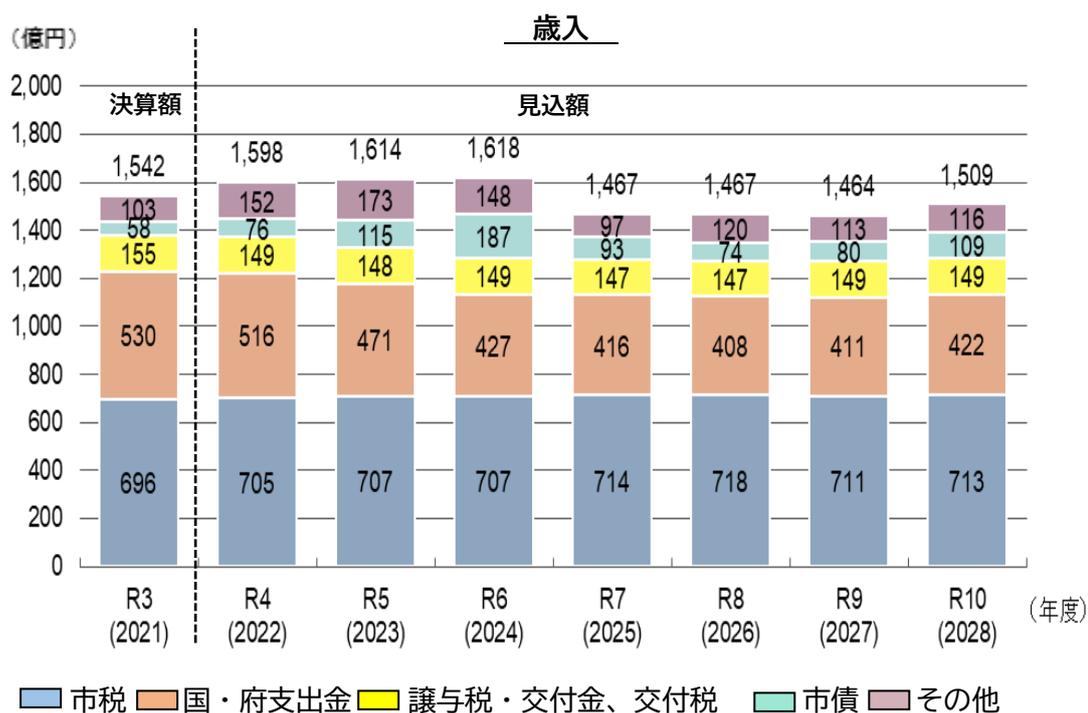
◆ 公債費比率* 10%以下 （令和4年度 8.3%）
◆ 市債残高の標準財政規模*に対する割合 100%以下 （令和4年度 72.6%）
◆ 赤字地方債*の発行は、極力抑制 （令和4年度 10億円発行）

(3) 収支見通し(試算)

今後の財政運営の参考とするため、令和10年度（2028年度）までの財政収支について試算しました。

試算にあたって、地方財政制度や社会保障制度などの将来的な制度変更を予測するのは困難であるため、原則、現行制度が今後も継続するものと想定し、将来人口の推計や過去の実績などを踏まえました（図表Ⅱ-3）。

図表Ⅱ-3 収支見通し(一般会計)



(億円)

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
差引額 (歳入合計-歳出合計)	29	30	12	0	20	13	9	△3
補てん額 財政調整基金*の繰入額	0	0	0	0	0	0	0	3
補てん後の差引額	29	30	12	0	20	13	0	0

II. 体系図

		大綱	政策	施策
将来像	1	人権・市民自治	1 平和と人権を尊重するまちづくり	1 非核平和への貢献
				2 人権の保障
	2	市民自治によるまちづくり	1 情報共有の推進	
			2 市民参画・協働の推進	
	3		3 コミュニティ活動への支援	
	2	防災・防犯	1 災害に強く安心して暮らせるまちづくり	1 危機管理体制の充実
				2 防災力・減災力の向上
				3 消防・救急救命体制の充実
			2 犯罪を許さないまちづくり	1 防犯力の向上
	2		2 消費者意識の向上	
	3	福祉・健康	1 高齢者の暮らしを支えるまちづくり	1 生きがいづくりと社会参加の促進
				2 暮らしを支える支援体制の充実
				3 介護保険制度の安定的運営
			2 障がい者の暮らしを支えるまちづくり	1 生活支援など暮らしの基盤づくり
				2 社会参加の促進
3 地域での暮らしを支えるまちづくり			1 地域福祉の推進	
			2 生活困窮者への支援と社会保障制度の適正な運営	
4 健康・医療のまちづくり			1 健康づくりの推進	
	2 <u>健康で安全な生活の確保</u>			
	3 地域医療体制の充実			
4	子育て・学び	1 子育てしやすいまちづくり	1 就学前の教育・保育の充実	
			2 地域の子育て支援の充実	
			3 配慮が必要な子供・家庭への支援	
		2 学校教育の充実したまちづくり	1 学校教育の充実	
2		2 学校教育環境の整備		
3 青少年がすこやかに育つまちづくり	1 青少年の健全育成			
	2 放課後の居場所の充実			
4 生涯にわたり学べるまちづくり	1 生涯学習活動の支援			
	2 生涯学習環境の整備			

大綱	政策	施策
5 環境	1 環境先進都市のまちづくり	1 脱炭素社会への転換の推進
		2 資源を大切に 社会システムの形成
6 都市形成	1 みどり豊かで安全・快適な都市空間づくり	3 安全で健康な生活環境の保全と自然共生の推進
		1 土地利用誘導と良好な景観形成
		2 良好な住環境の形成
	2 安全・快適な都市を支える基盤づくり	3 みどりの保全と創出
		1 道路などの整備
		2 水道の整備
		3 下水道の整備
	7 都市魅力	1 地域経済の活性化を図るまちづくり
1 産業振興と創業支援		
2 文化・スポーツに親しめるまちづくり		2 就労と働きやすい環境づくりへの支援
		1 文化の振興
		2 文化財の保存と活用
3 市民が愛着をもてるまちづくり		3 地域におけるスポーツの振興
	1 魅力の向上と発信	
8 行政経営	1 行政資源の効果的活用	2 本市独自の強みを生かしたまちづくり
		1 効果的・効率的な行財政運営の推進
		2 公共施設の最適化
		3 働きやすい職場づくり・人材育成の推進
		4 ICTの利活用

実施計画

取組の視点	
1	分野を超えた連携
2	市民と行政との協働
3	地域の特性を生かしたまちづくり

III. 政策・施策

大綱 1

人権・市民自治

政策 1

平和と人権を尊重するまちづくり

目標

(めざすまちの姿)

市民一人ひとりの人権が尊重され、
だれもが対等な社会の構成員として平和に安心して暮らせるまち

現状と課題

本市では、恒久平和の実現と核兵器の廃絶を願い、「非核平和都市宣言」を行い、啓発などに取り組んできました。しかし、世界各地では、今なおテロや紛争などの問題が起こっており、平和祈念資料館を中心に、平和の尊さへの理解を深める取組を進めていく必要があります。

人権尊重の意識の高まりは国際的な潮流となっており、本市においてもさまざまな啓発活動や人権教育などに取り組んでいます。しかし、差別や偏見などの人権侵害の事例は依然としてみられるとともに、LGBT*など性的マイノリティの人に対する理解や認識の不足なども課題となっており、人権問題の解消に向けた取組を一層進めていく必要があります。

また、女性の社会進出が進んでいる一方で、社会には性別による固定的な役割分担意識が未だ根強く残っており、男女共同参画社会の実現の障害となっています。さらに、ドメスティック・バイオレンス（DV）*が深刻化しており、本市では、女性への暴力や児童虐待の防止を一体として捉え、「W リボンプロジェクト*」などの啓発活動を進めてきました。今後も男女共同参画社会の実現やDVなどの暴力の防止に向け、取組の充実を図る必要があります。



施策

1-1-1 非核平和への貢献

市民部

平和に対する市民の意識の高揚を図るため、戦争の悲惨さや平和の尊さを後世に伝えるための啓発などを行います。

1-1-2 人権の保障

市民部・学校教育部

さまざまな人権問題の解消に向け、あらゆる機会を通じて、人権に関する啓発や教育を行うとともに、性的マイノリティの人に対する理解や認識の不足など人権課題に取り組みます。また、人権問題に関して悩みや不安を抱える市民に対し、相談などの支援を行います。

1-1-3 男女共同参画の推進

市民部・総務部

男女共同参画に関する意識改革を図り、性別にかかわらず対等な立場で働き暮らすことができる環境を整えるため、啓発などの取組を進めます。また、DVなどの暴力に悩む市民への相談などを行うとともに、DV防止に向けた啓発などの取組の充実を図ります。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	策定時 (H29)	見直し時 (R4)	目標 (R10)
1-1-1	平和祈念資料館の年間利用者数	5万人	3.8万人	6万人
1-1-2	人権に関する啓発活動や講演会などへの年間参加者数	6.1万人	2.7万人	6.5万人
1-1-2	人権をテーマにした標語やポスターなどの作品を市の事業へ応募した小・中学校の数	36校	33校	54校
1-1-3	市職員の管理職（課長代理級以上）における女性の割合	25.1% (H30年度)	25.8%	30%
1-1-3	交際相手からの暴力（デートDV）に関する中学生を対象とした啓発講座の実施校数	3校	11校	18校

▶▶▶ 関連する主な個別計画

- 人権施策基本方針・計画
- 男女共同参画プラン
- 教育振興基本計画 吹田市教育ビジョン
- みんなのはたらきかたプラン～働きやすい職場を目指して～

▶▶▶ 関連する主な条例

- 人権尊重の社会をめざす条例
- 男女共同参画推進条例

政策 2 市民自治によるまちづくり

目標

(めざすまちの姿)

市民自治の確立に向けて、市民と行政とがそれぞれの役割を担うとともに、市民自らが地域課題の解決に向けて行動するまち

現状と課題

多様化する市民ニーズに対応するとともに、地域の特性を生かしたまちづくりや、地域課題の解消を図るため、市民自治によるまちづくりを進める必要があります。そのためには、地域課題や市政に関する情報を市民と行政とで共有し、市民参画と協働の取組を広げていくことが重要です。

本市では、パブリックコメント*の実施や審議会などにおける意見聴取により市民意見を市政へ反映するとともに、市民公益活動*センター（ラコルタ）の設置など、市民公益活動*への支援や、さまざまな分野における市民団体や事業者との協働の取組の推進に努めてきました。また、福祉、環境、文化などのさまざまな分野での市民活動や、地域での自主的なまちづくり活動など、活発な市民活動は本市の強みとなっています。

一方で、少子高齢化や核家族化の進展、ライフスタイルの多様化により、自治会加入率の低下など地域コミュニティの希薄化や、地域活動の担い手不足などが課題となっています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により地域活動が制限を受ける中、ICT*などの活用によるネットワーク型の活動も浸透・拡大するなど、地域活動の形態が多様化し、自治会など従来型・伝統的な活動への関心が相対的に低下しています。災害時などの助け合いやデジタルデバイス*により生じる問題への対応に地域コミュニティは有用性を発揮することが期待されることから、今後とも、さまざまな世代の知識や経験を生かした地域コミュニティの活性化や、地域活動の担い手の育成が進むよう、支援する必要があります。



施 策

1-2-1 情報共有の推進 総務部・市民部

市政に関する情報を市民と行政とで共有するため、市のホームページや「市報すいた」などにより、市民にとってわかりやすい情報提供を行うとともに、行政情報の利活用を進める取組も行います。また、情報公開制度を円滑に運用し、市民の知る権利を保障するとともに、市が保有する個人情報について適正な取扱いを確保し、個人情報保護の徹底を図ります。

1-2-2 市民参画・協働の推進 市民部

市民参画を進めるため、審議会などへの市民委員の参画の促進や広聴・相談体制の強化を図ります。また、さまざまな団体などとの協働の取組を進めるとともに、市民や団体のニーズを把握しながら、市民公益活動*への支援を行います。

1-2-3 コミュニティ活動への支援 市民部

コミュニティの活性化を図るため、自治会や市民団体などの活動への支援を行います。また、地域の実情に合わせた活動の場づくりに取り組みます。

■ 施 策 指 標 ■

施策	指標名	策定時 (H29)	見直し時 (R4)	目 標 (R10)
1-2-1	市のホームページの閲覧者数 (月平均)	14.5 万人	43.7 万人	<u>40 万人</u> (改訂前: 20 万人)
1-2-2	市民委員の公募を行っている審議会 などの割合 (公募できないものを除く)	80.4%	100%	100%
1-2-2	市民公益活動*センター (ラコルタ) の年間利用者数	6.4 万人	4.3 万人	7 万人
1-2-3	自治会加入率	51.0%	44.8%	60%
1-2-3	コミュニティセンターや市民センターなどコミュニティ施設の年間 利用件数	4.5 万件	3.9 万件	4.8 万件

▶▶▶ 関連する主な個別計画

—

▶▶▶ 関連する主な条例

○自治基本条例 ○吹田市民の意見の提出に関する条例 ○情報公開条例 ○個人情報の保護に関する法律施行条例

政策 1

災害に強く安心して暮らせるまちづくり

目標

(めざすまちの姿)

市民一人ひとりの防災意識と地域防災力・減災力が高まり、
災害に強いまち

現状と
課題

災害などの緊急事態が起きると多くの人の生活に影響を与えます。地震や気候変動*に伴う想定を上回る大規模な自然災害をはじめ、武力攻撃事態やテロ、新型感染症など、さまざまな危機事象への対応が進められる中、市民の防災対策への関心も非常に高くなっており、社会的に弱い立場にある方々への配慮を含めたさらなる取組の強化が必要です。また、大阪府北部地震においては、帰宅困難者の発生やエレベーター閉込への対応など、集合住宅が多いベッドタウンという本市の特徴に対する対策の重要性も再認識したところです。

災害への備えや対応として、これまで本市では、防災行政無線屋外拡声局の増設といった防災施設の整備や災害用備蓄の充実、高度救助隊*の発足、防災ハンドブックの作成・配布、防災講座などの取組を進めてきました。また、高齢化に伴い、年々増加する救急出動件数への対応として、救急隊の増隊を行ってきました。

さらに近年においては、災害対応体制の迅速な構築、被災情報の収集及び地域や関係機関との情報共有体制の強化をめざし、災害対応オペレーションシステム*や災害情報システム*を備えた危機管理センターを整備するとともに、優先度の高い業務に職員や資源を投入する取組を進めてきました。また、備蓄倉庫の整備や分散備蓄、備蓄品目の充実、防災ハンドブックやハザードマップ*の作成及び全戸配布、地域・大学・企業への防災講座、民間事業者との災害時応援協定*の締結などの取組を進めるとともに、緊急事態に際しての避難行動をより確実にするため、情報伝達手段の多重化・多様化など、充実強化に努めてきました。

しかし、行政による「公助」には限界があり、自分の命は自分で守る「自助」、地域の助け合いによる「共助」が重要です。本市は、「安心安全の都市（まち）づくり宣言」を行い、市民、事業者との協働のもと、安心安全に関する取組を進めてきました。

さまざまな危機事象に備えるとともに、被害を最小限に抑えるため、近隣市との効果的な連携が必要であり、令和6年度（2024年度）には近隣5市による消防通信指令業務共同運用を開始します。引き続き、消防、救急救命など現場対応力の充実を図り、関係機関と連携しながら、危機管理体制を一層強化していく必要があります。地域においては、自主防災組織*や消防団などによる助け合いの取組が重要になる一方で、高齢化などによる活動の担い手不足が課題となっています。一人ひとりの防災意識の向上を図るとともに、地域における若者や女性などの参画を推進し、地域防災力・減災力の向上に向けた取組の充実が必要です。



施策

2-1-1 危機管理体制の充実

総務部

自然災害などさまざまな危機事象に、迅速かつ的確に対応するため、防災協定の締結などを含む関係機関との連携を進め、情報伝達体制や災害対応力などの強化を図ります。また、災害時にも、優先すべき行政サービスが適切に提供できるよう、業務継続計画*や受援計画*に基づき、継続的に訓練を実施するとともに、計画の充実化に努めます。

2-1-2 防災力・減災力の向上

総務部

市民の防災意識や地域防災力・減災力及びレジリエンス（回復力）*の向上を図るため、地域が主体となった講座や訓練などの取組が進むよう、市民への意識啓発や自主防災組織*活動への支援などを行うとともに、地域における若者や女性などの参画が促進され、継続ができるように取り組みます。また、事業者のBCP*策定支援や官民学連携による本市の特性に応じた防災・減災推進体制強化を行います。

2-1-3 消防・救急救命体制の充実

消防本部

火災、救急、救助などに迅速かつ的確に対応できるよう、消防力の充実・強化を図ります。また、高齢化に伴い、年々複雑・多様化し増加する災害・救急出動の消防需要に対応するため、近隣市との連携強化に取り組むほか、消防団や自主消火組織*などを育成するとともに、火災予防や応急手当などに関する普及啓発を行います。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	策定時 (H29)	見直し時 (R4)	目標 (R10)
2-1-1	各種団体との防災協定締結数	64件	93件	100件
<u>2-1-1</u>	<u>防災協定締結団体の吹田市地域防災総合訓練参加率</u>	<u>46.0%</u>	39.4% (R3年度)	<u>100%</u>
2-1-2	連合自治会単位での自主防災組織*の結成率	70.5%	88.2%	100%
2-1-3	消防団員数	179人 (H30年度)	171人	250人
2-1-3	普通救命講習などの年間受講者数	1万人	0.5万人	1万人

▶▶ 関連する主な個別計画

○地域防災計画 ○国民保護計画 ○業務継続計画 ○受援計画 ○備蓄計画

▶▶ 関連する主な条例

政策 2 犯罪を許さないまちづくり

目標

(めざすまちの姿)

市民一人ひとりの防犯意識や犯罪を許さないという気運が高まり、だれもが安心安全に暮らせるまち

現状と課題

本市は、「安心安全の都市（まち）づくり宣言」を行い、市民、事業者との協働のもと、安心安全に関する取組を進めてきました。国内の犯罪情勢は平成 15 年（2003 年）以降一貫して減少し、令和 3 年（2021 年）には戦後最少を更新する等、改善傾向にありましたが、令和 4 年（2022 年）には増加に転じています。市内の犯罪も同様に減少傾向にありましたが、令和 4 年（2022 年）以降は増加しています。依然として、窃盗のほか、女性や子供を狙った犯罪や、児童虐待や配偶者からの暴力・ストーカーなども後を絶ちません。また、高齢者を狙った犯罪も多発しており、特に、近年は、特殊詐欺の手口は巧妙化し、インターネットを利用した犯罪や新たな悪質商法など、犯罪が多様化・複雑化しています。また、成年年齢引下げに伴い、契約に関する知識や社会経験の少ない若者を狙うトラブルが懸念されています。

そのような中、本市では、警察や地域、関係機関や防犯協議会等との連携のもと、犯罪が多発している地域への防犯カメラの増設や青色防犯パトロール*の活動支援など、地域における見守りの強化や消費生活センターでの相談、学校での啓発などを進めています。市内外の犯罪情勢を踏まえ、一人ひとりの防犯意識を高めるとともに、地域防犯力の向上に向けた、より一層の取組が必要です。



施 策

2-2-1 防犯力の向上 総務部

地域の防犯力を向上させるため、地域の見守り活動の支援や、防犯カメラの増設などを行います。また、市民一人ひとりの防犯意識を高めるため、警察や防犯協議会などと連携した防犯講座や広報活動などに取り組みます。

2-2-2 消費者意識の向上 市民部

特殊詐欺や悪質商法による被害、成年年齢引下げに伴う消費者トラブルなどを未然に防止するため、消費者教育や啓発を進めます。また、多様化・複雑化する消費生活相談に的確に対応できるよう、関係機関との連携を強化しながら、消費者保護の取組を進めます。

■ 施 策 指 標 ■

施 策	指 標 名	策定時 (H29)	見直し時 (R4)	目 標 (R10)
2-2-1	防犯に関する講座の年間受講者数	710 人	1,038 人	1,500 人
<u>2-2-1</u>	<u>女性や子供を狙った犯罪認知件数 (声かけ・性犯罪等)</u>	<u>59 件</u>	62 件	<u>0 件</u>
2-2-2	消費者向けの講座の年間受講者数	594 人	219 人	700 人

▶▶▶ 関連する主な個別計画

—

▶▶▶ 関連する主な条例

- 消費生活条例

政策 1 高齢者の暮らしを支えるまちづくり

目標

(めざすまちの姿)

高齢者が住み慣れた地域ですこやかに、安心して暮らし続けられるまち

現状と課題

全国と比較するとゆるやかではあるものの、本市においても 65 歳以上人口は年々増加しており、平成 25 年（2013 年）には高齢化率が 21%を超える「超高齢社会」となりました。地域によって高齢化の状況は異なっており、すでに高齢化率が 30%近くになっている地域もあります。また、ひとり暮らしの高齢者や「老老介護*」の負担を抱える世帯も増えてきています。

本市では、高齢者生きがい活動センターの設置や「吹田市民はつらつ元気大作戦*」など、高齢者の生きがいづくりや介護予防の取組を進めています。また、地域包括支援センターの増設など身近な場所での相談・支援体制の充実を図るなど、高齢者を地域で見守り支え合える体制づくりを進めています。

今後、本市においても高齢化はますます進展し、**令和 7 年**（2025 年）には、いわゆる「団塊の世代*」がすべて 75 歳以上となることから、後期高齢者*の人口が大幅に増加し、医療や介護の需要が増大していくことが見込まれています。

そのような中、高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、生きがいづくりなどの機会や、住まい、医療、介護、予防、生活支援の各サービスが切れ目なく一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築する必要があります。高齢者を見守り支え合える地域をつくとともに、持続可能な介護保険制度の運営に努める必要があります。



施 策

3-1-1 生きがいづくりと社会参加の促進 福祉部

高齢期を迎えても生きがいをもって、地域で健康に暮らすことができるよう、生涯学習やスポーツなどを通じた生きがいづくりの活動や就労、地域活動などの社会参加への支援を進めます。

3-1-2 暮らしを支える支援体制の充実 福祉部

可能な限り自立した生活を送れるよう、介護予防の取組や普及啓発などを進めます。また、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、身近なところでの相談・支援や在宅生活を支援するサービスの充実を図るとともに、在宅医療と介護の連携を進めるなど、地域全体で支え合う体制づくりを進めます。

3-1-3 介護保険制度の安定的運営 福祉部

質の高い介護サービスを安定的に供給できるよう、持続可能な介護保険制度の運営に努めます。介護ニーズの増加に対応するため、人材確保やサービスの質の向上を図るための取組などを行います。

■ 施 策 指 標 ■

施 策	指 標 名	策定時 (H29)	見直し時 (R4)	目 標 (R10)
3-1-1	高齢者生きがい活動センターの年間利用者数	5.1 万人	4.7 万人	6 万人 <u>(検討中※)</u>
<u>3-1-1</u>	<u>生きがいがある高齢者の割合</u>	＝	73.7% (速報値)	<u>65%</u> <u>(検討中※)</u>
3-1-2	後期高齢者*のうち、要支援・要介護の認定を受けている人の割合	33.5%	32.2%	32% <u>(検討中※)</u>
3-1-2	認知症サポーター*の養成数 (累計)	2.2 万人	2.8 万人	5.6 万人 <u>(検討中※)</u>
3-1-3	受けている介護サービスに満足している利用者の割合	67.7% (H28 年度)	56.9% (速報値)	70% <u>(検討中※)</u>

※第9期吹田健やか年輪プランの策定に合わせ検討中

▶▶▶ 関連する主な個別計画

- 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- 地域福祉計画

▶▶▶ 関連する主な条例

- 吹田市民のくらしと健康を支える福祉基本条例

政策 2 障がい者の暮らしを支えるまちづくり

目標

(めざすまちの姿)

障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で安心して育ち、学び、働き、暮らし続けられるまち

現状と課題

本市では、障がい者手帳*を所持する人が年々増加しており、平成 28 年度（2016 年度）末においては、市民のおよそ 20 人に 1 人、令和元年度（2019 年度）末においては、市民のおよそ 18 人に 1 人が障がい者手帳*を所持しています。

障がいの有無にかかわらず、個人として尊重され、ともに暮らせる社会を実現するため、障がい者にとっても暮らしやすいまちづくりを進める必要があります。本市では、障がいに対する理解や配慮に係る啓発事業に取り組んでおり、地域社会、学校、職場など、暮らしのさまざまな場面において、障がいに対して理解を深めることに加え、法令で義務付けられている障がい者への差別的取扱いの禁止や合理的配慮*のための具体的取組が求められています。

そのような中、障がい者それぞれの状況に応じて、地域で安心して自立した暮らしを送ることができるよう、生涯にわたる切れ目のない相談・支援体制を構築する必要があります。また、障がい者に対する就労支援では、障がい者就労支援ネットワーク会議*を設置し、就労系事業者との連携のもとで事業を進めています。就労支援や働きやすい環境を整えるための啓発を進めるなど、障がい者の社会参加を促進する必要があります。



施策

3-2-1 生活支援など暮らしの基盤づくり

福祉部

医療的ケアを必要とする障がい者を含め、障がい者が地域で生活するために必要な支援の充実を図るとともに、グループホーム*などの住まいの場の確保に向けた取組を進めます。また、多様なニーズに対応できる相談・支援体制の構築を図ります。

3-2-2 社会参加の促進

福祉部

障がい者の社会参加の促進のため、余暇活動など外出時の移動支援などを進めます。また、就労支援の充実や福祉的就労*の場における工賃向上のための取組を進めます。さらに、障がいに対する理解の促進や差別解消のための啓発を行うとともに、合理的配慮*がなされるよう具体的な取組を推進します。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	策定時 (H29)	見直し時 (R4)	目標 (R10)
3-2-1	ホームヘルプなど訪問系サービスの利用者数 (月平均)	1,274 人 (H28 年度)	1,548 人	1,860 人
3-2-1	グループホーム*の利用者数 (月平均)	337 人 (H28 年度)	468 人	700 人
<u>3-2-1</u>	<u>ショートステイ*利用者数</u>	<u>420 人</u>	412 人	<u>470 人</u>
3-2-2	移動支援事業*の利用者数 (月平均)	1,059 人 (H28 年度)	983 人	1,230 人
3-2-2	「就労継続支援(非雇用型)事業所*」における工賃の平均月額	12,517 円 (H28 年度)	15,259 円 (R3 年度)	18,000 円

▶▶▶ 関連する主な個別計画

○障がい者計画 ○障がい福祉計画 ○地域福祉計画

▶▶▶ 関連する主な条例

○吹田市民のくらしと健康を支える福祉基本条例

政策 3 地域での暮らしを支えるまちづくり

目標

(めざすまちの姿)

地域福祉活動と総合的な生活保障により、
だれもが地域で互いに支え合いながら、安心して暮らせるまち

現状と
課題

少子高齢化や核家族化の進展、地域での人と人のつながりの希薄化などにより、本市においても、介護の悩みを抱える人や、子育てに不安を抱える人、経済的に困窮している人など、支援を必要とする人が増えています。また、高齢者福祉、障がい者福祉、子育て支援などのさまざまな分野の課題が絡み合って複雑化し、分野を超えた包括的・総合的な支援体制の整備が必要です。

行政の取組だけでは、住民の暮らしを全面的に支えることはできず、住民同士の助け合い活動が重要です。本市では、さまざまな地域福祉活動が活発に行われています。一方で、少子高齢化の進展や地域コミュニティの希薄化などにより、活動を担う人材の育成などが課題となっています。地域住民の暮らしに寄り添って支える地区福祉委員会*活動や民生委員・児童委員*活動などの地域福祉活動への支援を強化しながら、住民の地域福祉活動への参加を促進するなど、地域住民や地域で活動する多様な主体、関係機関、行政が連携・協働し、地域全体で支え合う仕組みを構築することが必要です。

また、生活困窮者などへの就労支援、保健・医療、福祉などの総合的な生活保障の充実を図る必要があります。住民が抱えるさまざまな暮らしの課題の解決に向け、関係機関との連携を強化しながら、支援体制の充実を図るとともに、相談窓口の周知などを進める必要があります。



施 策

3-3-1 地域福祉の推進 福祉部

地域共生社会*の実現に向け、住民主体の地域福祉活動を促進するため、住民同士の交流を促進する取組を行うとともに、地域福祉を担う団体に対し、人材育成や活動の場の確保などに向けた支援を進めます。また、地域住民や関係機関と連携し、災害発生時に災害時要援護者*への支援が適切に行える体制づくりなどを進めます。

3-3-2 生活困窮者への支援と社会保障制度の適正な運営 福祉部・市民部・健康医療部

生活困窮者が必要な支援を受けられるよう、包括的な相談・支援体制の充実を図るとともに、制度の周知を進めます。また、生活保護、国民健康保険、国民年金など社会保障制度の適正な運営に努めます。

■ 施 策 指 標 ■

施 策	指 標 名	策 定 時 (H29)	見 直 し 時 (R4)	目 標 (R10)
3-3-1	小地域ネットワーク活動*の延べ参加者数（地区福祉委員含む）	8.3 万人	4.6 万人	8.8 万人
<u>3-3-1</u>	<u>民生委員・児童委員*の充足率</u>	<u>96.3%</u>	92.7%	<u>100%</u>
3-3-1	福祉避難所*の支援を行うボランティアの人数	0 人 (H30 事業開始)	31 人	130 人
<u>3-3-1</u>	<u>災害時要援護者支援*に関する協定を締結した地区の割合</u>	<u>14.7%</u>	32.4%	<u>100%</u>
3-3-2	<u>就労支援事業に参加した生活保護受給者等の就労率</u>	<u>52.5%</u>	40.1%	<u>50%</u>

▶▶▶ 関連する主な個別計画

- 地域福祉計画 ○成年後見制度利用促進計画 ○高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 ○障がい者計画
- 国民健康保険データヘルス計画

▶▶▶ 関連する主な条例

- 吹田市民のくらしと健康を支える福祉基本条例

政策 4 健康・医療のまちづくり

目標

(めざすまちの姿)

市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組み、
生活の質を高めながら健康寿命を伸ばし、
すこやかで安心して暮らせるまち

現状と
課題

わが国は世界有数の長寿国となっています。一方で、がんや循環器疾患などの生活習慣病*の増加が深刻化しており、これらの疾病は生命を奪うだけでなく、身体の機能や生活の質を低下させることなどから、健康寿命*を伸ばすことが重要です。

本市の平均寿命、健康寿命*は国や大阪府の値を上回っており、今後は、健康寿命*の更なる延伸を図るとともに、どのような健康状態であっても、すべての市民が心豊かに生活できるよう、個人を取り巻く社会環境の整備やその改善を通じて、生活の質の向上をめざしていくことが重要です。

本市では「健康づくり都市宣言」のもと、市民の健康増進や病気の予防・早期発見につながるさまざまな取組を進めてきました。また、「北大阪健康医療都市（健都）*」における健康・医療に関する資源の集積を生かした健康づくりの取組や医療イノベーション*の創出に向けた環境づくりなど、循環器病予防を始めとした健康・医療のまちづくりに取り組んでいます。

心身ともに健康で豊かに暮らしていくためには、生涯を通じて市民一人ひとりが日ごろから健康づくりに取り組むことが重要です。健都ならではの特長を生かした健康づくりや、社会全体で、意識せずとも自然と「健康」につながる環境の整備を進める必要があります。また、高齢化による医療ニーズの増加・多様化に対応しながら、市民が安心して医療を受けられる地域医療体制の充実を図る必要があります。

令和2年度（2020年度）に設置した市保健所は、市民の命と健康を守るため、設置当初から新型コロナウイルス感染症対策に取り組み、感染に対する不安、行動変容に伴うストレスや雇用不安といった心の健康問題にも対応してきました。結核を始めとする感染症は個人だけではなく社会全体にも深刻な影響を及ぼす可能性があるため、その予防や感染拡大を防ぐ措置を講じることが重要です。そのため、すべての市民の感染症に対する理解を深めるとともに、今後新たに発生する感染症等に備え、その権限や専門性を生かし、きめ細かな地域保健サービスを提供することが必要です。引き続き、健康危機管理体制*の強化と公衆衛生の一層の向上に努める必要があります。



施策

3-4-1 健康づくりの推進

健康医療部

市民の主体的な健康づくりを支援するため、ライフコースアプローチ*の視点に基づき、将来を見通して人生の各段階における健康課題に応じた取組を進め、健康意識を高めるとともに、健（検）診などの保健サービスを充実し、生活習慣病*等の予防や重症化予防を図ります。また、すべての市民が意識せずとも「健康」につながる仕組みづくりを進めます。

3-4-2 健康で安全な生活の確保

健康医療部

保健・医療・福祉の関係機関の連携を強化し、専門的なサービスを展開することで、感染症や食中毒といった健康危機への対応、メンタルヘルス*の向上、難病患者の支援、生活衛生関連事業者*への衛生指導等を通じて、市民の健康の保持・増進を図ります。

3-4-3 地域医療体制の充実

健康医療部

市民が必要なときに適切な医療を受けられるよう、かかりつけ医等の定着促進や「上手な医療のかかり方*」に関する啓発、かかりつけ医と市民病院などの地域の中核的な医療機関との連携の促進、在宅医療推進のための環境づくり、救急医療体制の確保など、地域医療体制の充実を図ります。また、大阪府医療計画等に基づき、将来の医療需要に見合った医療提供体制の構築に向けた病院機能の分化・連携などを推進するとともに、病院や診療所、薬局などの監視、指導等を行い、地域の医療安全の推進を図ります。

3-4-4 健都を生かした健康づくりと医療イノベーションの促進

健康医療部

さまざまな医療関連資源が集積する健都の特長を生かし、健康・医療情報の利活用によるデータヘルス*の推進、健康的なライフスタイルを無理なく生活の中に取り込めるような環境づくりなど、健都ならではの健康づくりの取組を進めます。また、医療イノベーション*の創出に向け、国立循環器病研究センター*、医薬基盤・健康・栄養研究所*と医療・健康関連産業などとの連携を促進するための環境を整え、産学官民連携の取組を進めます。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	策定時 (H29)	見直し時 (R4)	目標 (R10)
3-4-1	特定健康診査（吹田市国保健康診査）* の受診率	46.0% (H28年度)	41.4% (R3年度)	60%
3-4-1	吹田市 30歳代健診及び国保健診の 問診において、「運動や食生活などの 生活習慣を改善するつもりはない」と 回答した人の割合	男性：32.0% 女性：22.9% (H28年度)	男性：28.4% 女性：20.4%	男性：25.0%以下 女性：17.0%以下
3-4-1	受動喫煙*に合わなかったと答えた 人の割合	=	34.4%	40.0%
3-4-2	結核罹患率（人口10万対）	14.8	8.2 (暫定値)	6.0
3-4-3	地域医療推進に関する講演会などの 参加者数（累計）	210人	463人	1,600人
3-4-3	かかりつけ医を持つ人の割合	55.3% (H28年度)	57% (R2年度)	60%
3-4-4	健康増進広場など健都の施設を活用 した運動プログラムや健康イベント などの年間実施件数	0件 (H30年度 事業開始)	1,501件	1,035件 (改訂前：180件)

▶▶ 関連する主な個別計画

- 健康すいた21 ○国民健康保険データヘルス計画 ○新型インフルエンザ等対策行動計画 ○自殺対策計画
○食品衛生監視指導計画

▶▶ 関連する主な条例

- 吹田市民のくらしと健康を支える福祉基本条例

政策 1 子育てしやすいまちづくり

目標

(めざすまちの姿)

安心して子供を産み育てられ、
すべての子供がすこやかに育つことができるまち

現状と課題

近年、本市では就学前児童数は減少傾向に転じていますが、共働き家庭の増加などにより、保育所などの利用希望者は増加しています。また、核家族化や地域のつながりの希薄化が進み、子育てに負担や不安を感じる保護者が増えており、子育てに関する相談件数が年々増加しています。さらに、妊産婦や子供及びその家庭が抱える問題の多様化とともに、児童虐待、子供の貧困への対策が課題となっており、その解決のための体制づくりが求められています。

本市では、これまで、待機児童の解消に向けた取組を進めるとともに、地域の子育て支援の拠点施設として、のびのび子育てプラザを設置し、保育所などの地域子育て支援センター*とともに、子育て相談や一時預かりの実施、保護者同士の交流の場の提供などに取り組んできました。また、「吹田版ネウボラ*」として、妊娠・出産から子育て期までの切れ目ない包括的な相談支援体制を構築し、子育ての負担や不安の解消に努めてきました。さらに、療育の拠点施設として、こども発達支援センターを設置し、一人ひとりの特性に応じた早期療育を進めてきました。

引き続き、就学前の教育・保育の質の向上を図るとともに、働きながら子育てができる環境の整備や、地域における子育て支援のさらなる充実を図る必要があります。また、療育や医療的ケアが必要な子供への対応や、ひとり親家庭、ヤングケアラー*がいる家庭への支援、虐待の未然防止・早期発見に努めるなど、子供やその家庭の状況に応じたきめ細かな支援が必要です。



施策

4-1-1 就学前の教育・保育の充実

児童部

多様な保育ニーズに対応しながら、保育所や認定こども園*などの整備を進めるとともに、子供一人ひとりのすこやかな育ちを保障する質の高い教育・保育の充実を図ります。

4-1-2 地域の子育て支援の充実

児童部・健康医療部

妊産婦や保護者の負担や不安を軽減するため、妊娠・出産・育児に関する正しい知識を提供する機会や相談体制の充実を図ります。また、訪問支援や育児教室、一時預かりなど、地域での子育て支援を切れ目なく行うとともに、子育てに関する情報を積極的に発信し、保護者が必要とする子育て支援サービスにつなげます。

4-1-3 配慮が必要な子供・家庭への支援

児童部・福祉部・健康医療部

発達に支援を必要とする子供や医療的ケアを必要とする子供、ひとり親家庭、生活困窮世帯の子供、ヤングケアラー*がいる家庭など、配慮が必要な子供や家庭に対し、関係機関や地域と連携しながら、個々の状況に応じた支援の充実を図ります。また、児童虐待の未然防止・早期発見のため、相談・啓発などに取り組みます。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	策定時 (H29)	見直し時 (R4)	目標 (R10)
4-1-1	保育所などの待機児童数	55人 (H30年度)	0人	0人
4-1-2	「子育て支援コンシェルジュ*」の年間利用者数	3,510人	5,978人	5,000人
4-1-2	<u>乳幼児健診の問診における今後もこの地域で子育てをしていきたいと思う親の割合</u>	<u>95.9%</u>	97.2%	<u>98%</u>
4-1-3	生後4か月までの乳児がいる家庭に対し保健師、 <u>助産師</u> 、民生委員・児童委員*などが訪問 <u>や</u> 面談を行った割合	72.2%	84.68% (暫定値)	<u>100%</u>
4-1-3	「ひとり親家庭 <u>就業</u> 相談*」における就業 <u>支援</u> の利用により就業につながったひとり親の <u>割合</u>	<u>87%</u> (20人)	69.6% (16人)	<u>100%</u>

▶▶ 関連する主な個別計画

○子ども・子育て支援事業計画 ○子供の夢・未来応援施策基本方針 ○障がい児福祉計画

▶▶ 関連する主な条例

—

政策 2

学校教育の充実したまちづくり

目標

(めざすまちの姿)

子供たちが新しい時代を生き抜くために必要となる学力、人間性、体力を育むことができるまち

現状と課題

本市では、就学前から義務教育までを一体的に捉え、知識の習得だけではなく、主体的・対話的で深い学びを大切にしながら、さまざまな教育活動を通じた小中一貫教育を進めてきました。

子供たちを取り巻く社会環境が急激に変化していく中、これまでにはない多様化・複雑化したさまざまな課題への対応が求められます。そのためには、学習した知識や技能を人生や社会に生かす力や、さまざまな課題に対応できる思考力・判断力・表現力等、持続可能な社会の創り手となるための資質・能力を育む必要があります。

また、いじめや不登校、子供の体力の低下への取組は喫緊の課題であり、子供たちのさまざまな悩みに対応するとともに、食育や体力づくりなどの取組を進め、豊かな心やすこやかな体を育むことが重要です。さらに、教育費の負担軽減など、経済的に援助が必要な家庭に対する支援を行う必要があります。

学校教育に求められる役割が増大する中において、それぞれの子供に応じた質の高い教育を提供し、魅力ある学校づくりを進めるためには、教員の担うべき業務を整理し、本来の職務に専念できる環境整備に向けた抜本的な改革が必要です。

学校施設の多くは建設から 30 年以上が経過しています。平成 27 年度(2015 年度)には、すべての学校の耐震化が完了しましたが、令和 14 年(2032 年)には築 50 年を超える学校施設が約 8 割を占めることから、子供たちが安全で快適な環境で学習できるよう、引き続き、老朽化への対応を計画的に進める必要があります。



施策

4-2-1 学校教育の充実

学校教育部

新しい時代に必要とされる資質や能力を育む小中一貫教育を進め、ICT*教育、英語教育、食育・体力づくり、読書活動など教育内容の充実を図ります。また、いじめや不登校などに悩む子供一人ひとりへの対応や特性のある子供の課題に応じた支援体制の充実・新たな学びの場の構築など学校の魅力向上に取り組みます。それに向けて、教職員が本来業務である教育活動に集中できる働きやすい環境を整えます。あわせて、就学援助など、安心して学ぶことができる取組を進めます。

4-2-2 学校教育環境の整備

学校教育部

学校施設の適切な管理を行うとともに、校舎や体育館の大規模改修やインクルーシブ教育*の推進に向けた安全かつ快適で、一人ひとりの教育的ニーズに対応できる教育環境を整備します。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	策定時 (H29)	見直し時 (R4)	目標 (R10)
4-2-1	授業で学習したことが将来社会に出た時に役に立つと思う小・中学生の割合	小：87.1% 中：78.4%	小：90.3% 中：84.7%	小：95% 中：86%
4-2-1	学校へ行くのが楽しいと感じる小・中学生の割合	小：86.6% 中：80.6%	小：85.3% 中：84.9%	小：92% 中：86%
<u>4-2-1</u>	<u>いじめはどんな理由があってもいけないことだと思える小・中学生の割合</u>	<u>小：96.1%</u> <u>中：91.5%</u>	小：95.8% 中：95.3%	<u>100%</u>
4-2-2	小・中学校の校舎及び体育館の大規模改修の実施率	18.2%	71.6%	100% (R7年度まで)
4-2-2	小・中学校のトイレ改修の実施率	41.5%	100%	100% (R2年度まで)

▶▶▶ 関連する主な個別計画

○教育振興基本計画 吹田市教育ビジョン

▶▶▶ 関連する主な条例

政策 3

青少年がすこやかに育つまちづくり

目標

(めざすまちの姿)

家庭、地域、学校の連携・協働のもと、
青少年のすこやかな成長を支えるまち

現状と
課題

近年、核家族化の進展、地域社会とのつながりや人間関係の希薄化などによる、家庭や地域における教育力の低下が懸念されています。また、いじめや不登校、ひきこもりなどが社会問題となっているとともに、青少年を巻き込む犯罪などへの不安が高まっています。留守家庭児童育成室*では入室を希望する児童が増加する一方で、職員体制の確保が困難となっており、放課後の児童の居場所の確保が課題となっています。

そのような中、本市では、子供たちの放課後の居場所や自然体験、交流活動などができる環境の充実を図ってきました。また、地域では、青少年の見守り活動などの取組が活発に行われてきましたが、コロナ禍で地域活動を行うことができない期間があったことも影響し、青少年を支える担い手の確保が難しくなっています。青少年のすこやかな成長を支えるためには、家庭、地域、学校がより一層連携を強化しながら、取組の充実を図ることが重要です。

青少年が地域でのさまざまな活動や体験を通じて、社会性や自立性を育むことができる環境づくりや、非行防止に向けた啓発や指導者育成を行うとともに、ひきこもりなどの課題を抱える青少年に対する支援を行う必要があります。また、放課後の子供たちが安心して過ごし、学び、遊ぶことのできるよう、学校や地域での多様な居場所の充実を図る必要があります。



施策

4-3-1 青少年の健全育成

地域教育部

青少年の健全育成を図るため、地域での見守りや指導を行うとともに、青少年の仲間づくりや主体的な活動を支援するため、さまざまな体験・活動の機会を提供します。また、ひきこもりなどさまざまな課題を抱える青少年に対する相談体制の強化を図ります。

4-3-2 放課後の居場所の充実

地域教育部・児童部

留守家庭児童育成室* への入室を希望する児童の確実な受け入れを行い、「太陽の広場*」などとの連携強化を図りながら、学校や地域の実情に応じて安心安全に過ごすことができる子供の多様な居場所を確保し、さまざまな体験・活動の機会を提供します。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	策定時 (H29)	見直し時 (R4)	目標 (R10)
4-3-1	青少年指導者講習会の年間受講者数	268 人	203 人	350 人
4-3-1	青少年施設主催イベント・講座などの年間参加者数	13.6 万人	8.1 万人	14 万人
4-3-2	留守家庭児童育成室*の受入 <u>及び待機</u> 児童数	受入：3,236 人 待機：0 人	受入：4,400 人 待機：11 人	受入：4,600 人 待機：0 人
4-3-2	太陽の広場*などの年間参加者数	20.7 万人	11.6 万人	22.7 万人

▶▶▶ 関連する主な個別計画

○教育振興基本計画 吹田市教育ビジョン ○子ども・子育て支援事業計画

▶▶▶ 関連する主な条例

—

政策 4

生涯にわたり学べるまちづくり

目標

(めざすまちの姿)

いつでも、どこでも、だれでも、
さまざまな生涯学習活動に取り組むことができるまち

現状と
課題

本市には、図書館や地区公民館など、生涯学習活動の場となる施設が多数配置されています。市内の大学などにおいても、身近に受講できる「市内大学連携講座」などの学習機会が提供されています。

少子高齢化や地域コミュニティの希薄化が進む中、子供から大人までが心豊かな生活を送ることができるよう、さまざまな生涯学習活動や多世代交流を通じて、人とのつながりを育むことが重要です。また、市民の学習ニーズの高度化・多様化に対応する必要があります。

そのような中、活動の場となる各施設の連携を強化しながら、あらゆる機会や場所において、生涯にわたって学習できる体制を整える必要があります。また、超高齢社会における介護、防災・防犯、環境問題など現代的課題に関する学習機会の充実を図るとともに、学習成果を地域に還元できるよう、発表や活用できる場を提供する必要があります。



施策

4-4-1 生涯学習活動の支援

地域教育部

あらゆる世代の生涯学習活動を支援するため、大学などの関係機関との連携や地域の人材の活用を通じて、さまざまな講座を実施するなど、学習機会の充実を図るとともに、市のホームページや「市報すいた」などにより、学習に関する情報提供を行います。また、学習によって習得した成果について、発表や活用ができる場を提供します。

4-4-2 生涯学習環境の整備

地域教育部

だれもが身近な場所で気軽に学習できるよう、図書館や地区公民館などの学習施設のサービスの充実を図るとともに、施設間の相互の連携を強化します。図書館では、市民のニーズに対応した多種多様な資料を計画的に収集、保存、提供することで生涯学習や自由な読書活動を支援します。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	策定時 (H29)	見直し時 (R4)	目標 (R10)
4-4-1	<u>市内大学連携講座の年間延べ受講者数</u>	2,538人	310人	3,000人
4-4-2	地区公民館の年間利用者数 <u>(オンラインによる講座受講者を含む)</u>	43.4万人	19.4万人	46.6万人
4-4-2	図書館の年間入館者数	195.8万人	177.6万人	222万人
<u>4-4-2</u>	<u>市民一人当たりの図書館資料(電子書籍を含む)の年間貸出数</u>	<u>9.59点</u>	10.1点	<u>12点</u>

▶▶▶ 関連する主な個別計画

- 教育振興基本計画教育ビジョン ○生涯学習(楽習)推進計画 ○吹田市立図書館サービス基本計画
- 子ども読書活動推進計画 ○視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画(読書バリアフリー計画)

▶▶▶ 関連する主な条例

—

政策 1 環境先進都市のまちづくり

目標

(めざすまちの姿)

持続可能な社会の実現に向けた先進的な取組が進められ、
良好な生活環境が整ったまち

現状と
課題

地球温暖化の進行による気候変動や生物多様性の損失をはじめとするさまざまな環境問題に直面する中、持続可能な社会の実現に向けて、2050年までに温室効果ガス*の排出量を実質ゼロにすることや、2030年までに陸と海の30%以上を保全し健全な生態系を回復する取組などが、国際的に求められています。本市では、これまで地球温暖化対策やごみ減量、生物多様性に関する啓発などの取組を進めてきました。また、公害対策など良好な生活環境の確保に向けた取組を行ってきました。

しかし、世界規模では依然として二酸化炭素の排出量は増加しており、今後一層の地球温暖化が懸念される中、本市においても持続可能な社会の実現のため、エネルギー消費量はさらなる削減が必要であり、適切なエネルギー利用を促進するなど、令和32年(2050年)までに市域の年間温室効果ガス*排出量を実質ゼロとする目標に向け、低炭素から脱炭素社会*への転換に向けた取組の強化が必要です。さらに、地球温暖化に伴う熱中症による健康被害への対策を含む新たな対応が必要です。

地域資源を活用し、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることをめざす「地域循環共生圏*」の考えのもと、自然共生に向けた取組として、能勢町と連携し、木材利用を促進しています。

市域で排出されるごみは、減少傾向にありましたが、近年は横ばい傾向であり、リサイクル率は目標を下回っています。資源循環の観点から人口増加に伴い増加が懸念されるごみの減量とともに、リサイクル率の向上に向けた取組の充実を図る必要があります。地震や風水害等で発生する災害廃棄物*を円滑に処理する対応も急務となっています。

また、大気や水質、騒音などは環境目標をほぼ達成し、市民意識調査によると快適な生活環境に関する満足度は令和4年度(2022年度)の調査では平成26年度(2014年度)に比べ上昇しています。本市では、駅周辺を環境美化推進重点地区*などに指定し、市民や事業者などとポイ捨て、路上喫煙禁止などの取組を進めるとともに、一地域の団体と協力しながら、啓発や美化活動を行っています。そのような身近な活動を通じ、環境に対する意識を高める必要があります。

本市の環境政策の基本理念である、MOTTAINAI(もったいない)*精神に立ち返り、エネルギーや資源、自然共生を大切にしたライフスタイルや事業スタイルへの転換を促進する必要があります。



施 策

5-1-1 **脱炭素社会への転換の推進** 環境部

節エネルギー、省エネルギー、再生可能エネルギー利用の促進に率先して取り組むとともに、市民、事業者に対しても、啓発や情報発信を行います。また、開発事業を持続可能な環境まちづくりに誘導します。熱中症による健康被害を回避するため、国とも連携し、基礎調査や啓発活動、情報発信などの取組を進めます。

5-1-2 **資源を大切に作る社会システムの形成** 環境部

ごみの発生を抑制し、資源の再使用を促進するとともに、リサイクル率の向上を図るため、市民や事業者と連携しながら啓発活動を進めます。また、安定的に廃棄物処理を行えるよう、処理施設の計画的な維持管理・長寿命化を行います。

5-1-3 **安全で健康な生活環境の保全と自然共生の推進** 環境部

公害及び産業廃棄物*の不適正処理の未然防止・早期解決のため、事業者への助言や指導を行います。また、良好な生活環境の維持や環境衛生の充実、自然共生への理解の促進を図るため、啓発活動や情報発信などの取組を進めます。

■ 施 策 指 標 ■

施 策	指 標 名	策定時 (H29)	見直し時 (R4)	目 標 (R10)
5-1-1	市域の年間エネルギー消費量	18.9PJ* (H27年度)	15.4PJ* (R2年度)	13.1PJ*
5-1-1	<u>市域の年間温室効果ガス*排出量</u>	<u>1,873千t-CO2</u> (H27年度)	1,358千t-CO2 (R2年度)	<u>1,092千t-CO2</u>
5-1-1	市域の太陽光発電システム*設備容量(累計)	1.5万kW (H28年度)	2.5万kW	3.5万kW
5-1-2	「マイバッグ」の持参率	44.1%	82.4%	<u>87%</u> (改訂前: 80%)
5-1-2	市民1人当たりの1日のごみ排出量	843g	796g	760g
5-1-3	公害に関する苦情を解決した割合	68.1%	78.8%	80%
5-1-3	「環境美化推進団体*」の団体数	24団体	45団体	<u>60団体</u> (改訂前: 40団体)

▶▶ 関連する主な個別計画

- 環境基本計画 ○地球温暖化対策新実行計画 ○一般廃棄物処理基本計画 ○災害廃棄物処理計画

▶▶ 関連する主な条例

- 環境基本条例 ○環境の保全等に関する条例 ○廃棄物の減量及び適正処理に関する条例
- 環境美化に関する条例 ○環境まちづくり影響評価条例

政策 1 みどり豊かで安全・快適な都市空間づくり

目標

(めざすまちの姿)

地域の特性を生かしたまちづくりが進められ、
みどり豊かで安全・快適に暮らせるまち

現状と
課題

本市では、高度経済成長期における千里ニュータウンの建設や、その後の各地での土地区画整理事業*などにより、計画的なまちづくりが進められました。現在は、市域全体が市街化されている一方で、公園、緑地などの公共のみどりや、農地、住宅地など地域で育まれたみどりにより、みどりが調和した都市空間が形成されています。

近年は、住宅団地の建替えや企業用地の土地利用転換により、市街地の機能更新が多くみられ、開発によりみどりの面積は減少しています。また、少子高齢化の進展への対応や、環境負荷の軽減、災害に強い都市の形成などを進めるとともに、良好な住環境の維持・向上に向け、適切な開発誘導や共同住宅をはじめとした既存の建築物の適正管理の促進などを行う必要があります。さらに、都市の中のみどりは、市民の憩いと活動の場となり、防災機能の向上や生物多様性の保全、美しい景観の形成に役立っています。みどりの保全と創出を図るとともに、都市公園の整備・管理を適切に行うことにより、みどりの多様な機能を生かしたまちづくりを進める必要があります。

本市は、市街地が形成された過程や、立地する建築物、そして都市活動や暮らしなどから、異なった特色や個性をもつ地域によって構成されています。地域の特性を生かしながら、みどり豊かで安全・快適な、魅力ある、地域らしさを備えた都市空間を形成していく必要があります。



施策

6-1-1 土地利用誘導と良好な景観形成

都市計画部

地域の特性を生かし、魅力あるまちづくりを進めるため、適切な土地利用誘導などに努めるとともに、良好な景観形成に向けた啓発などを進めます。また、住民主体のまちづくり活動に対する支援を行います。

6-1-2 良好な住環境の形成

都市計画部・土木部

良好な住環境の形成を図るため、開発・建築の指導を行うとともに、市街地の整備・再整備を行います。また、市内建築物の耐震化への支援や不適切な状態で放置された空き家の適正管理に向けた対策、市営住宅の適切な管理・運営、マンションの適正な維持管理への支援などにより、安全な住環境や住まいの確保を図ります。

6-1-3 みどりの保全と創出

土木部

公共のみどりの適切な管理や、民有地のみどりの保全に向けた制度の充実などにより、今あるみどりを保全します。公共施設の緑化や、公園・緑地の計画的な整備、民有地での緑化に向けた取組の支援などにより、地域の特性を生かした新たなみどりを創出します。公園・緑地については、多様な利用ニーズ、公園施設の管理水準の向上などに対応するための再整備や運営管理の強化などを行います。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	策定時 (H29)	見直し時 (R4)	目標 (R10)
6-1-1	まちづくりのルール(地区整備計画*)の策定地区数 [面積]	52 地区 [160.9ha]	74 地区 [275.7ha]	<u>78 地区</u> <u>[280ha]</u> <u>(改訂前: 75 地区</u> <u>[230ha])</u>
6-1-1	景観に関するルール(景観重点地区*)の指定地区数 [面積]	20 地区 [88.7ha]	32 地区 [119.7ha]	40 地区 [150ha]
6-1-2	住宅の耐震化率	81.4% (H27 年度)	90.7% (R2 年度)	95%
6-1-2	空き家のうち腐朽・破損のあるものの割合	28.7% (H25 年度)	20.2% (H30 年度)	10%
<u>6-1-2</u>	<u>倒壊の危険がある空家等の数</u>	<u>122 件</u> <u>(H30 年度)</u>	26 件	<u>解消</u>
<u>6-1-2</u>	<u>長期修繕計画*に基づく修繕積立をしているマンション管理組合の割合</u>	<u>60%</u> <u>(H30 年度)</u>	62.6% (R3 年度)	<u>75%</u>
6-1-3	公園などの面積	358.8ha	360.3ha	361.6ha
6-1-3	「みどりの協定*」に基づく取組などを行う団体数	28 団体	31 団体	60 団体

▶▶▶ 関連する主な個別計画

- 都市計画マスタープラン ○立地適正化計画 ○景観まちづくり計画 ○耐震改修促進計画 ○住生活基本計画
- 空家等対策計画 2020 ○マンション管理適正化推進計画 ○市営住宅長寿命化計画 ○みどりの基本計画
- 都市公園等整備・管理方針

▶▶▶ 関連する主な条例

- 景観まちづくり条例 ○屋外広告物条例 ○開発事業の手続等に関する条例 (好いたすまいる条例)
- マンションの管理の適正化の推進に関する条例 ○空家等の適切な管理に関する条例
- みどりの保護及び育成に関する条例 ○都市公園条例

政策 2 安全・快適な都市を支える基盤づくり

目標

(めざすまちの姿)

道路、水道、下水道などの適切な維持や、公共交通の利便性の向上により、だれもが安全・快適に暮らせるまち

現状と課題

本市は、道路、水道、下水道などの都市施設*が計画的に整備されてきました。また、複数の鉄道路線や幹線道路が市内を通っているなど、都市基盤が一定整った状況にあります。最近では、地震のほか、豪雨等の災害が頻発しており、都市基盤の更なる強化が求められています。また、感染症の感染拡大により、公衆衛生を保持する観点から水道・下水道の重要性が再認識されています。

都市施設*は建設から 50 年以上経過したものが多くなってきており、老朽化への対応が急務となっています。都市施設*を適切に維持管理するとともに、災害への備えや環境負荷の軽減、バリアフリー化の推進などにも配慮しながら、更新・長寿命化を計画的に進める必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う新しい生活様式の浸透等、公共交通を取巻く環境は年々厳しさを増しています。だれもが安心して移動できる手段として、今ある公共交通を維持し未来につないでいくため、利用者・事業者・行政が共に支え一体となって取り組むことが必要です。さらに、近年、自転車の利用が増えている中、自転車の通行空間の整備や利用者のマナー向上などが求められています。歩行者や自転車が安全で快適に移動できる環境を整備するとともに、交通ルールの周知徹底を進める必要があります。



施策

6-2-1 道路などの整備

土木部

安全で快適な道路環境を確保するため、歩道などのバリアフリー化や街路樹の再整備を進めるとともに、計画的に道路や橋、街路樹の適切な維持管理を行います。また、都市計画道路*の整備を進めます。

6-2-2 水道の整備

水道部

安全な水を供給し続けるため、より効果的な調査、点検等により水道施設を適切に維持管理します。また、更なる水道システムの強靱化に向けて、計画的な更新や耐震化などを進めるとともに、水道施設の再構築に取り組みます。

6-2-3 下水道の整備

下水道部

快適な生活や環境を守るため、官民連携*により下水道施設を適切に維持管理するとともに、計画的な更新・長寿命化に取り組みます。また、地震や豪雨などの災害リスクを軽減するため、施設の耐震化や浸水被害の軽減対策などを進めます。

6-2-4 交通環境の整備

土木部

利用者・事業者・行政が一体となって持続可能で利便性・安全性の高い公共交通ネットワークの実現に取り組みます。また、自転車を安全・快適に利用できる通行空間や自転車駐車場などの確保を進めるとともに、交通ルールの啓発に取り組みます。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	策定時 (H29)	見直し時 (R4)	目標 (R10)
6-2-1	バリアフリー重点整備地区*内の主要な生活関連経路などの整備延長	8.3km	15.7km	17km
6-2-1	都市計画道路*の整備率	91%	93%	96%
6-2-2	水道管路の更新延長	7.2km	48.7km	93km
6-2-2	水道基幹管路*の耐震化率	41.9%	49.5%	58%
6-2-3	下水道管路の更新及び長寿命化延長	23.9km	42.7km	65km
6-2-3	雨水排水施設*の整備率（1時間に約50mmの降雨に対応）	54.0%	54.09%	55%
6-2-4	自転車通行空間*の整備延長	0.9km	7.2km	25km

▶▶▶ 関連する主な個別計画

- 都市計画マスタープラン ○バリアフリー基本構想 ○バリアフリー道路特定事業計画
- 自転車利用環境整備計画 中間見直し ○公共交通維持・改善計画 ○すいすいビジョン 2029
- 水道施設マスタープラン ○下水道事業経営戦略 2019 ○公共下水道事業計画

▶▶▶ 関連する主な条例

- 自転車等の放置防止に関する条例 ○水道条例 ○下水道条例

政策 1 地域経済の活性化を図るまちづくり

目標

(めざすまちの姿)

地域経済の活性化が図られ、だれもが働きやすい環境が整ったまち

現状と課題

本市は、多くの企業が立地する産業集積都市としての側面をもち、「北大阪健康医療都市（健都）*」では、国際級の複合医療産業拠点の形成も進められています。また、開業率は全国的にみて高い水準となっています。

地域の産業は、市民の雇用を確保するとともに、市民の暮らしを支える基盤でもあります。近年、経済のグローバル化による競争激化など社会経済状況が厳しさを増す中、感染症を含む災害への備えやデジタル化への対応も求められており、中小企業の経営基盤の強化を図るとともに、創業への支援を進めていく必要があります。商店街においては、市民の暮らしを支え、コミュニティの核ともなる魅力ある商店街づくりに向けた支援が必要です。また、都市における農地は、貴重なみどりの空間や自然とのふれあいの場などとしても役立っており、都市と調和する農業の振興が求められています。

雇用・労働環境においては、少子高齢化による労働力人口の減少や不安定雇用などが社会問題となっています。働く意欲のあるすべての人々が、雇用形態にとらわれず多様な働き方ができる環境づくりが求められています。本市では、「JOB ナビすいた」などで、働く意欲がありながらさまざまな課題を抱える就職困難者に対する支援を行っており、求職者一人ひとりの状況に応じた就労支援のさらなる充実を図る必要があります。また、介護、保育など特定分野では恒常的な人材不足となっており、求職者とのミスマッチの解消に向けた取組が必要です。さらに、ワーク・ライフ・バランス*の実現に向け、だれもが働きやすい環境づくりへの支援が必要です。



施 策

7-1-1 産業振興と創業支援 都市魅力部

中小企業などの経営の安定や事業拡大、創業者の育成や定着に向けた支援を行います。また、魅力ある商業地づくりに向けて、空き店舗の活用への支援を行います。さらに、農地のさまざまな機能を活用しながら、都市農業の振興に取り組みます。

7-1-2 就労と働きやすい環境づくりへの支援 都市魅力部

就労相談や職業紹介などの充実を図り、求職者一人ひとりの状況に応じた就労支援を行うとともに、事業者の人材確保に向けた支援に取り組みます。また、働き方改革*で求められる労働環境の改善に向けた相談や啓発などを行います。

■ 施 策 指 標 ■

施 策	指 標 名	策定時 (H29)	見直し時 (R4)	目 標 (R10)
7-1-1	開業率と廃業率の差	△2.4ポイント (H28年度)	—	3ポイント
7-1-1	<u>市内の事業所数</u>	<u>11,526事業所</u> <u>(H28年度)</u>	11,909事業所 (R3年度)	<u>11,900事業所</u>
7-1-1	商店街及び小売市場における空き店舗率	9.3%	9.2%	7%
7-1-2	JOB ナビすいたを活用した年間就職者数	612人	177人	630人
7-1-2	「障がい者就職応援フェア*」への参加者数	52人	32人	85人

▶▶▶ 関連する主な個別計画

- 商工振興ビジョン ○農業振興ビジョン

▶▶▶ 関連する主な条例

- 産業振興条例 ○企業立地促進条例

政策 2 文化・スポーツに親しめるまちづくり

目標

(めざすまちの姿)

文化やスポーツを通じて、より豊かな市民生活を営める魅力あるまち

現状と
課題

文化やスポーツは、市民の生きがいや健康づくりにつながり、市民生活を豊かにするとともに、活動を通じて地域コミュニティの形成にも貢献しています。

本市は、文化会館（メイシアター）など、文化・芸術にふれられる環境が整っているとともに、地域では、市民サークルなどによるさまざまな文化活動が行われています。また、地域には、文化活動や日々の暮らしの中で、形づくられてきた多くの文化資源があります。市民主体の文化活動への支援を行うとともに、文化や芸術にふれることができる機会の充実や文化財の保存活用を図る必要があります。

また、多文化共生*を推進し、地域に暮らす国籍や民族、文化の異なる市民が、違いを認め合いながら共に暮らす社会を実現するため、都市間交流も含め多角的な取組を進めることが重要です。

近年、健康づくりの取組が注目される中、スポーツや運動は誰もが生涯にわたって親しみ、健康寿命*の延伸や地域のつながりを深めるものとして、重要な役割を担っています。また、地域では、市民主体のさまざまなスポーツ活動が活発に行われています。健康寿命*の延伸に向けた運動の習慣化への支援や子供から高齢者までそれぞれの体力、年齢、目的に応じたスポーツ活動が進められるよう、地域との連携のもと、スポーツに親しめる機会の充実や指導者の育成を図る必要があります。



施 策

7-2-1 文化の振興 都市魅力部

文化会館（メイシアター）などの身近な場所で文化や芸術にふれることができる機会を提供するとともに、市民の文化活動への支援を行います。また、多文化共生*推進のための様々な取組や都市間の文化交流を進めます。

7-2-2 文化財の保存と活用 地域教育部

地域の文化に関する調査研究を行うとともに、文化財を適切に保存します。また、市内のさまざまな文化財の活用及び博物館の有する多様なコンテンツのデジタル化を図り、市民の文化活動などを支援します。

7-2-3 地域におけるスポーツの振興 都市魅力部

地域におけるスポーツ活動を支援するとともに、指導者の育成を行うなど、市民が気軽にスポーツに参加できる機会の充実に取り組みます。また、体育施設を適切に管理し、スポーツに親しめる環境づくりを進めます。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	策定時 (H29)	見直し時 (R4)	目標 (R10)
7-2-1	文化会館（メイシアター）の年間入館者数	48.6 万人 (H28 年度)	28 万人	50 万人
<u>7-2-1</u>	<u>市の文化事業に出演・出展した市民の延べ人数</u>	=	2,525 人	<u>2,650 人</u>
<u>7-2-1</u>	<u>外国人等支援施策において支援した延べ人数</u>	=	273 人	<u>500 人</u>
7-2-2	吹田市立博物館の年間入館者数	3.4 万人	1.5 万人	3.5 万人
7-2-3	スポーツイベントやスポーツに関する講座などへの年間参加者数	7.5 万人	2.2 万人	9.5 万人
7-2-3	「社会体育リーダー」など地域におけるスポーツ指導者の延べ認定者数（累計）	4,099 人	4,423 人	5,000 人
<u>7-2-3</u>	<u>各スポーツ施設及び学校体育施設開放事業の年間延べ利用者数</u>	<u>187 万人</u>	145.3 万人	<u>187 万人</u>

- ▶▶▶ 関連する主な個別計画
 ○文化振興基本計画 ○多文化共生推進指針

- ▶▶▶ 関連する主な条例
 ○文化振興基本条例 ○文化財保護条例 ○吹田市立博物館条例

政策 3 市民が愛着をもてるまちづくり

目標

(めざすまちの姿)

まちのさまざまな魅力の向上により、市民が愛着や誇りをもち、
住み続けたいと思えるまち

現状と
課題

本市は、高い交通利便性や豊かなみどりなどにより、良好な住環境が形成されています。また、多くの企業や大学が立地しているとともに、市立吹田サッカースタジアムや万博記念公園があることなどから、多くの人を訪れるまちでもあり、今後開催予定の「2025 大阪・関西万博」を活用するなど、同公園周辺エリア等の一層の活性化や魅力の向上・発信が求められます。さらに、「すいたフェスタ」をはじめとするイベントが盛んであるなど、暮らしにおけるさまざまな面で充実していることが本市の特徴となっています。

市民が愛着や誇りをもち、「住み続けたい」「離れても戻りたい」と思えるまちに向けて、「シティプロモーションビジョン」に基づき、今あるまちの魅力のさらなる向上や新たな魅力づくりに取り組む必要があります。また、市民がまちの魅力を感じられる機会を充実させることで、本市の魅力が市民から市内外へ広がるよう仕掛けていくことが重要です。

本市は、5つの大学などが立地しており、大阪府内で学生数が最も多く、様々な場面で活気がもたらされるなど、まちの魅力向上につながっています。また、市立吹田サッカースタジアムは、Jリーグ「ガンバ大阪」のホームスタジアムであり、レベルの高いプロの試合を身近に体感できるなど、本市の新たな魅力の1つとなっています。市民のまちへの愛着の醸成に向けては、そのような本市独自の強みを積極的に活用していくことも重要です。



施 策

7-3-1 魅力の向上と発信 都市魅力部

今ある本市の強みをさらに伸ばしていくとともに、市民との連携や市民同士の関わりを深めながら、新たな魅力づくりに取り組みます。また、地域資源を活用しながら、市民がまちの魅力を感じ、住み続けたいと思える機会の充実を図るとともに、多様な手法による効果的な魅力の発信に取り組みます。

7-3-2 本市独自の強みを生かしたまちづくり 都市魅力部

大学との連携を進め、豊富な人材、情報、技術などのまちづくりへの活用を図るとともに、学生による主体的な貢献を促進します。また、さまざまな団体との連携を深めながらガンバ大阪のホームタウン活動*を盛り上げ、地域ぐるみでの応援の機運を高めます。

■ 施 策 指 標 ■

施 策	指 標 名	策定時 (H29)	見直し時 (R4)	目 標 (R10)
7-3-1	すいたフェスタへの協賛・協力団体数 <u>(令和元年度までは「吹田まつり」)</u>	536 団体	344 団体	600 団体
<u>7-3-1</u>	<u>すいたフェスタへの来場者数</u>	＝	1.7 万人	<u>2 万人</u>
7-3-1	「情報発信プラザ (Inforest すいた) *」への年間入場者数	39.5 万人	25 万人	45 万人
<u>7-3-1</u>	<u>すいたんを用いた SNS などのフォロー数</u>	<u>1.1 万人</u>	2 万人	<u>2.5 万人</u>
7-3-2	大学との連携による <u>市民対象の</u> 事業やイベントなどの年間実施回数	96 回	153 回	120 回
<u>7-3-2</u>	<u>連携授業等への参加を契機に市政への参画意欲が向上した学生の割合</u>	＝	62.8%	<u>70%</u>
7-3-2	ガンバ大阪と小学生のふれあいイベントなど応援イベントへの年間参加者数	2,032 人	8,202 人	<u>10,000 人</u> (改訂前: 5,000 人)

▶▶▶ 関連する主な個別計画

○シティプロモーションビジョン

▶▶▶ 関連する主な条例

—

政策 1 行政資源の効果的活用

目標

(めざすまちの姿)

限られた財源や人材などの行政資源が有効活用され、新たな行政課題に柔軟に対応しながら、持続可能な行政運営が行われているまち

現状と課題

本市の人口は、長期的には少子高齢化に伴って減少に転じることが予測され、市税収入の減少や、社会保障関係経費の増加が見込まれています。また、公共施設の老朽化に伴い、施設の更新などにかかる経費が集中する時期を迎えています。

中核市*への移行に伴い、これまで広域行政が担ってきた事務を、市民に身近な基礎自治体として、より一層効果的・効率的に進めるとともに、広域対応が有効な分野では、隣接する中核市* 4市（西宮市・尼崎市・豊中市・吹田市の「NATS*」）など、他自治体との連携を進めています。 PDCA サイクル*のもと、実施した取組の成果や課題を検証したうえで、その結果を翌年度以降の取組につなげていく必要があります。

公共施設については、最適な整備・配置・維持保全を行い、トータルコストの縮減や財政負担の平準化に努める必要があります。 また、市民の利便性を向上させるため、デジタル・トランスフォーメーション（DX）*を推進することも喫緊の課題となっています。

時代の変化を見据え、柔軟に行政課題に対応できる人材の確保・育成に努めるとともに、DXも含め行政運営の効率化を図る取組を推進することで、限られた財源と人材の有効活用を図り、平常時はもとより災害発生や感染症感染拡大などの非常時においても持続可能な組織づくりを進める必要があります。



施策

8-1-1 効果的・効率的な行財政運営の推進

行政経営部

行政評価*の取組を強化しながら、その結果を実施計画、予算に反映し、行政課題に効果的・効率的に対応します。また、中核市*としての権限の発揮や、「NATS*」など近隣自治体との広域連携に努めます。あわせて、民間活力の導入も含めた業務プロセスの改善によって、簡素で効率的な行政組織の構築を図ります。

8-1-2 公共施設の最適化

都市計画部

学校や公民館などの一般建築物のほか、道路や上下水道なども含めた公共施設*について、日常的な維持管理や老朽化した施設の更新などを適切に行うとともに、施設の複合化や集約化、公有地の利活用を図るなど、総合的かつ計画的な管理を進めます。

8-1-3 働きやすい職場づくり・人材育成の推進

総務部

時代の変化を見据えながら、行政課題に適切かつ柔軟に対応できる職員の育成をめざします。また、市民対応能力や政策立案能力の向上など、職員の能力開発に資する職員研修の充実や人事評価制度の活用などを進めるとともに、ワーク・ライフ・バランス*の実現など、職員が働きやすい職場づくりを進めます。

8-1-4 ICTの利活用

行政経営部

市民の利便性の向上や行政運営の効率化を図るため、オンラインでの申請・使用料支払いなど、ICT*の利活用とデジタルデバインド*対策を進め、自治体DXの推進を図ります。災害発生時などにおける行政サービスの継続性を確保するとともに、ICT技術のさらなる進展や普及に伴うリスクの複雑化に対応するため、職員への研修をはじめとして、情報セキュリティ管理の強化を図ります。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	策定時 (H29)	見直し時 (R4)	目標 (R10)
8-1-1	<u>財政調整基金*残高の標準財政規模*に対する割合</u>	<u>15.2%</u> (H28年度)	18.2%	<u>20%確保</u>
8-1-1	公債費比率*	7.5% (H28年度)	8.3%	10%以下
8-1-2	一般建築物の個別施設計画*の策定が完了した割合	0%	100%	100%
8-1-2	<u>公共施設(一般建築物)の改修や建替えをした件数</u>	<u>＝</u>	21件	<u>130件</u>
8-1-3	職員1人当たりの年間研修受講回数	5.9回	6.4回	7回
<u>8-1-3</u>	<u>年間の時間外勤務時間数が360時間以下の職員数の割合</u>	<u>＝</u>	89.6%	<u>100%</u>
8-1-4	ICT*を活用した行政サービスの稼働休止時間	144分	0分	0分
<u>8-1-4</u>	<u>電子化対応済の行政手続におけるオンライン申請件数の割合</u>	<u>＝</u>	7.1% (R3年度)	<u>30%</u>

▶▶ 関連する主な個別計画

○公共施設総合管理計画 ○公共施設(一般建築物)個別施設計画 ○情報化推進計画 ○人材育成基本方針
○職員体制計画 ○みんなのはたらきかたプラン～働きやすい職場を目指して～ ○障がい者活躍推進計画

▶▶ 関連する主な条例

IV. 市民意識指標（体系別）

市民の意識や行動、満足度などを市民意識指標として設定します。市民意識指標は、さまざまな施策や政策を実現することで向上をめざします(図表IV-1)。

図表IV-1 市民意識指標及び関連政策

No.	指標名	H26年度	H30年度	R4年度	目標	主な 関連政策	その他の 関連政策
市全体の取組の向上を示す指標							
1	今住んでいるところが気に入っている、住み続けようと思っている市民の割合	57.8%	59.8%	61.4%	70%	-	-
2	市の窓口サービスに満足している市民の割合	16.3%	18.7%	17.6%	50%	-	-
【大綱1】人権・市民自治							
3	人権意識が向上していると思う市民の割合	21.7%	30.0%	36.1%	30%	1-1	4-2
4	男女がともに個性や能力を發揮できている社会になってきていると思う市民の割合	30.8%	34.2%	37.2%	50%	1-1	4-1
5	市報すいた、ケーブルテレビ、ホームページなど、市が発信する情報に満足している市民の割合	25.9%	29.4%	38.9%	41%	1-2 8-1	7-3
6	何らかの機会を通じて市政に参画したことがある市民の割合	4.0%	2.9%	3.3%	8%	1-2 8-1	-
<u>7</u>	<u>過去一年間に一度以上、地域活動に参加したことがある市民の割合</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>50%</u>	<u>1-2</u>	<u>4-3</u>
【大綱2】防災・防犯							
8	地震や風水害などへの対策に満足している市民の割合	19.0%	22.2%	25.8%	70%	2-1	6-2
9	災害に備えている市民の割合	27.7%	34.8%	42.9%	75%	2-1	1-2 3-3
10	治安が良いと感じる市民の割合	42.8%	48.5%	57.2%	70%	2-2	4-3
【大綱3】福祉・健康							
11	何らかの社会参加をしている高齢者の割合	59.5%	65.5%	55.2%	70%	3-1	1-2 3-3
<u>12</u>	<u>高齢期の健康づくり・介護予防・生活支援の満足度の割合</u>	<u>13.3%</u>	<u>18.9%</u>	<u>19.9%</u>	<u>25%</u>	<u>3-1</u>	<u>3-3</u>
13	障がい者を支える福祉・保健・医療サービスに満足している市民の割合	13.7%	16.8%	19.6%	18%	3-2	3-3 4-1

No.	指標名	H26年度	H30年度	R4年度	目標	主な 関連政策	その他の 関連政策
【大綱3】福祉・健康							
14	住み慣れた地域での生活を支える地域福祉に満足している市民の割合	12.7%	16.4%	18.4%	24%	3-3	3-1 3-2
15	保健事業や健康づくりに満足している市民の割合	14.8%	21.5%	20.0%	18%	3-4	—
【大綱4】子育て・教育							
16	安心して子育てができる環境にあると思う世帯の割合	62.3%	63.0%	70.4%	75%	4-1 4-2 4-3	3-2 3-3 3-4
17	学校教育に満足している市民の割合	20.9%	23.9%	25.7%	50%	4-2	3-2
18	一年間で何らかの学習活動を行った市民の割合	—	35.2%	39.3%	50%	4-4	7-2
【大綱5】環境							
19	快適な生活環境の確保に満足している市民の割合	26.6%	31.7%	34.4%	40%	5-1	—
20	ごみの発生抑制・排出抑制やリサイクルなどごみ減量の取組に満足している市民の割合	25.1%	29.9%	29.9%	40%	5-1	—
【大綱6】都市形成							
21	まちなみが美しいと感じる市民の割合	58.6%	60.7%	66.6%	70%	6-1 6-2	5-1
22	みどりが豊かでまちに愛着や誇りを感じる市民の割合	61.4%	62.1%	66.9%	67%	6-1	5-1
23	鉄道・バスなど公共交通網の便利さに満足している市民の割合	54.5%	58.5%	60.2%	60%	6-2	—
【大綱7】都市魅力							
24	商工業の振興に満足している市民の割合	10.8%	16.5%	17.3%	15%	7-1	—
25	芸術文化を親しめる環境として満足している市民の割合	15%	17.1%	17.0%	20%	7-2	4-4
26	20歳以上の週1回以上のスポーツ実施率	36.7%	35.7%	44.3%	50%	7-2	3-4 4-4
27	市の魅力を伝える取組に満足している市民の割合	7.5%	10.2%	13.0%	15%	7-3	—